

共同利用・共同研究体制の強化に向けて(審議のまとめ)

平成 27 年 1 月 28 日

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会

目次

はじめに ～なぜ今、「共同利用・共同研究体制」の改革なのか～	1
1. 共同利用・共同研究体制によるこれまでの成果	3
・我が国における学術研究のナショナルセンター・ハブ的機能	3
・学術研究水準の維持・向上	4
・学術研究のボトムアップ型研究体制の構築への貢献	4
・学術研究の大型プロジェクト推進	5
2. 共同利用・共同研究体制の意義・ミッション、役割について	5
（1）現代の学術研究とこれからの共同利用・共同研究体制	5
（2）共同利用・共同研究体制の意義・ミッションについて	6
（3）共同利用・共同研究体制における各機関等の役割について	7
3. 共同利用・共同研究体制の現況と直面する課題	8
・強み・特色が見えにくくなっていないか	8
・大学改革の流れの中で意義が十分評価されているか	9
・他分野との連携及び組織的流動性は十分か	9
4. 具体的な取組の方向性	10
（1）共同利用・共同研究体制を構成する各機関等における自己改革・機能強化の推進	11
（2）各機関等の自己改革・機能強化を促進するための基盤整備	16
（3）共同利用・共同研究体制の構造的課題を解決するための抜本的改革	23
参考資料	28

はじめに ～なぜ今、「共同利用・共同研究体制」の改革なのか～

- 共同利用・共同研究体制は、大学共同利用機関と、国公私立大学に置かれる附置研究所等に端を発する共同利用・共同研究拠点を中心に構成される。個々の大学の枠を越え、全国の研究者の知を結集し、諸外国の学術研究の状況を的確に把握しながら、効率的・効果的な先端研究を展開してきた、我が国の学術研究の中核的システムである。
- 大学共同利用機関は国公私立全ての「大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所」（国立大学法人法第2条第4項）として、個々の大学では整備・運営が困難な最先端の大型装置や大量の学術データ、貴重な資料等を全国の研究者に提供することを通じ、大学の枠を越えた共同研究を推進し、関連分野の研究水準の向上を目的とする、我が国独自の制度に基づく研究機関である。平成16年の国立大学法人化を経て、現在、四つの大学共同利用機関法人の下に17の機関が設置されている¹。
- 共同利用・共同研究拠点は、国公私立大学に附置された研究所・研究センターにおいて、大学共同利用機関と同様、個々の大学の枠を越えて、研究設備やデータ・資料等を全国の研究者が活用して共同で研究を行う体制の整備を通じて、我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開に資することを目的としている。従前、国においては、学術研究組織の整備の観点から、国立大学における附置研究所・研究センターの設置、及びその全国共同利用化を支援してきた。そして、学術研究組織の更なる共同利用・共同研究の推進の観点から、共同利用・共同研究拠pointsの制度が国公私立大学を問わない文部科学大臣の認定制度として平成20年度に創設され、現在、46の国公私立大学に95拠点を設置している²。
- 共同利用・共同研究体制において行われる学術研究は、人文学・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野にわたる知的創造活動である。すなわち、研究者の自由闊達な発想と研究意欲を源泉として真理の探究及び価値の創出を目指すものであり、「学問の自由」を基本理念とするものである。大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点は、組織形態の面では、組織上大学に包含されているか否かの違いがあるが、機能面では、いずれも、当該研究所・研究センターとして独自の研究機能と、共同利用・共同研究の推進を通じた全国の研究者コミュニティに対する研究支援機能を併せ持っている。運営面でも、いずれも研究者コミュニティに開かれた運営の下で共同利用・共同研究を行う点において、共通した性格を有している。

¹ 昭和46年に設立された高エネルギー物理学研究所（現在の高エネルギー加速器研究機構）の設立を端緒に、最近では、平成21年に国立国語研究所が、独立行政法人から大学共同利用機関として移管されている。

² 現在、国立大学においては77拠点、公私立の大学においては18拠点が認定されている。本制度の公私立の大学への浸透も着実に進んでおり、その個性化・特色化に貢献している。

- 国立大学法人発足後 10 年を経過し、グローバル化や少子高齢化の進展、新興国の台頭などによる研究力・人材育成力の競争激化など、現在、我が国の大学及び大学における学術研究を取り巻く環境は大きく変化しつつある。また、技術の進展等に伴い、新たな学際的・分野的融合領域が展開するなど、知のフロンティアが急速に拡大し、学術研究自体の有様も大きく変化している。こうした変化を受け、国立大学と文部科学省の間で、国立大学の強み・特色・社会的役割を再整理する「ミッションの再定義」が行われた。さらに、平成 25 年 11 月に、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出すことを目指す「国立大学改革プラン」が示された。平成 28 年度の第 3 期中期目標期間の開始を前に、平成 25～27 年度を「改革加速期間」として、国立大学の機能強化の取組が進められている。
- また、日本再興戦略、科学技術・イノベーション総合戦略 2014 等においても、大学改革の重要性や、未来を支える人材の確保やイノベーションへの貢献が期待されている。また、政府の産業競争力会議においても、イノベーションや地域活性化の観点を踏まえつつ、大学の機能強化についての議論が進められている。同時に、平成 28 年度は第 5 期科学技術基本計画の始期でもあり、大学の機能強化、さらには大学における研究の在り方が、科学技術政策全体の観点から再検討される時期に当たっている。
- 現在の大学や学術研究を取り巻く厳しい環境下においては、効率的かつ創造的な我が国の学術研究の中核的システムとしての共同利用・共同研究体制が持つ強み・特色を更に伸長させるとともに、学術研究推進の駆動力としての効果をより強力に発揮させなければならない。そしてそれは、個人の自由な発想に基づく多様で先駆的な研究を保証するとともに、各大学に高度な共通基盤を提供することを可能とし、研究機能の向上を通じた大学全般の機能強化や大学改革に直接的に資するものとなり得る。これらの視点を今以上に明確化し、これを現代社会の要請に即応できる柔軟なシステムに強化、発展させることが急務となっている。
- 今般の国立大学改革の流れにおいては、各国立大学の機能強化という視点が重視されているところであるが、これと同時に共同利用・共同研究などの大学の枠を越えた横串の取組や、そうした取組を通じた大学の機能強化という視点も重視する必要がある。
- このような状況の下、問題が完全に顕在化していない段階であっても、共同利用・共同研究体制全般を俯瞰し、その強み・特色・社会的役割を含む今後のあるべき姿を探り、改革に向けた体制の見直しを再度検討する必要性が生じている。また、これまで以上に、

共同利用・共同研究体制の重要性及び大学の機能強化に果たす役割について、大学の執行部が理解し、大学が共同利用・共同研究体制を積極的に支えていく姿勢が求められる。

- 大学の枠を越えた共同利用・共同研究体制の強化については、特に、本研究環境基盤部会（以下、「本部会」という。）において、これまで様々な検討が行われてきた³。しかしながら、これらはいずれも共同利用・共同研究体制を構成する大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点の在り方を部分的、断片的に議論したものにとどまっている。本審議のまとめ（以下、「本報告」という。）は、共同利用・共同研究体制が我が国の学術研究の中核的システムとしての機能を引き続き発揮できるよう、今後10年程度を見通した共同利用・共同研究体制の在り方と今後の施策の方向性をまとめたものである。
- 前述のとおり、これらの内容は、大学改革や大学の機能強化、研究資金の在り方（基盤的経費と競争的資金双方によるデュアルサポートシステムの再生）など、諸改革の内容と密接に関連するとともに、全体の改革の一部をなすものである。したがって、本報告の内容は、本部会の枠にとどまらず、産業競争力会議や第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会などの検討あるいは各国立大学法人・大学共同利用機関法人の第3期中期目標・中期計画の検討に活用されることで、内容が実現するものである。

今後の検証に当たっては、本報告の趣旨が、様々な大学改革の検討の場において生かされているか、また各国立大学法人・大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画の検討において活用されているかについて、特段の留意が必要であることを附言したい。

加えて、本報告が、共同利用・共同研究体制の強化を通じ、携わる各研究者の研究意欲を高め、我が国の学術研究振興に資するものとなることを切に期待している。

1. 共同利用・共同研究体制によるこれまでの成果

- 共同利用・共同研究体制による成果として、大きく以下の四点を挙げることができる。

・我が国における学術研究のナショナルセンター・ハブ的機能

- まず、17の大学共同利用機関においては、人文学・社会科学から自然科学まで、様々な分野を包含し、関連する学会は延べ1,125学会（平成26年度）と、非常に広範な学問領域を網羅し、当該分野におけるナショナルセンターとしての位置を占めている。他方、共同利用・共同研究拠点は、国公立大学を通して全国46大学、95拠点が認定されている。分野も実に多岐にわたり、人文学・社会科学系から理工学系、医学・生物学系ま

³ 本部会において、「学術研究の推進体制に関する審議のまとめ」（平成20年5月27日）において、共同利用・共同研究拠点制度の創設が提言されたほか、「大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について」（平成24年8月）において、大学共同利用機関の機能強化に関する即応性のある取組についての提言が行われている。

で、広い分野を網羅している⁴。また、全国に分布していることが特色⁵であり、まさに各地域の多様な研究シーズの発掘・形成に貢献している⁶。この中には、地域の特性・特色、歴史的経緯と極めて密接に関連した研究拠点も少なくなく、地域創生の核としての可能性を秘めている。

- 大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点は、こうした中核性、希少性を有する性質ゆえ、当該分野における様々な中核的機能を有してきた。国際的学会の枢要な地位を占める研究者や、国際的な学術誌の編集委員を輩出するなど、研究所の職員を核として、国際的頭脳循環のハブとしての機能を発揮している。また、大学院生やポストドクターなど、当該研究分野の未来を担う有望な若手人材を育成、輩出する機能も有している⁷。

・学術研究水準の維持・向上

- 学術研究水準や研究成果に関して、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点を構成する附置研究所・研究センターの研究水準は、いずれも論文数の状況などから、高い学術研究水準を維持しており、我が国の研究機能の基盤の一角を形成していると評価できる。そして、その研究成果は、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点単体の成果であるとともに、我が国の大学研究機能全体の強化、そして我が国の学術研究水準の全体の向上に寄与しているといえる。また、意欲ある研究者が、共同利用・共同研究の中でコミュニティを基盤に研究を進めることで、我が国の学術研究水準を世界レベルに維持することが可能となっている。

そのほか、共同利用・共同研究拠点においては、その拠点の属する当該大学の強み・特色を研究面で強化している。

・学術研究のボトムアップ型研究体制の構築への貢献

- 共同利用・共同研究体制の推進を通じて、学術コミュニティと連携した運営体制の確保が図られており、これにより、大学共同利用機関法人・大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点（以下、「各機関等」という。）を介した当該コミュニティの活性化、ひいては、コミュニティを基盤とした我が国における学術研究のボトムアップ型研究体制の構築に貢献している。

⁴ 日本学術会議分野別委員会の分野分類による。

⁵ 共同利用・共同研究拠点は全ての地域ブロック、全国27都道府県に所在している。

⁶ 例えば、帯広畜産大学：原虫病研究センター、鳥取大学：乾燥地研究センター、長崎大学：熱帯医学研究所などが挙げられる。

⁷ 自然科学研究機構分子科学研究所においては、准教授から教授への内部昇格が制限され、育成された人材が全国の大学等に輩出され、研鑽を積んだ人材が研究所に戻ってくるなど、当該分野における人材の好循環が形成されている。一部の共同利用・共同研究拠点においても、同様のシステムを通じ、当該分野の全国的な人材流動性の向上に寄与している例（例：北海道大学触媒科学研究所など）がある。

・学術研究の大型プロジェクトの推進

- 学術研究の大型プロジェクトは、人類の発展に貢献する真理の探究を目指して人類未至の研究課題に挑み、ノーベル賞の受賞につながるような研究成果を創出するなど、世界の学術研究を先導する画期的な成果をあげ得るものである。これらは広く我が国の知を結集して初めて可能となるものであり、共同利用・共同研究体制の構築が大前提となる一方、こういった学術研究の大型プロジェクトの推進の検討を契機に各分野における共同利用・共同研究体制構築の気運が醸成され、学術基盤が強化されることも事実である。また、国際的な競争と協調の中で我が国がリーダーシップを発揮し、世界に貢献し得るものである。
- 加えて、学術研究の大型プロジェクトは、国民・社会の学術研究に対する関心を惹起し、学術研究に対する理解、支持の獲得につながる側面がある。

2. 共同利用・共同研究体制の意義・ミッション、役割について

(1) 現代の学術研究とこれからの共同利用・共同研究体制

- 前述のとおり、知のフロンティア拡大や我が国を取り巻く社会・経済情勢がますます変化する中、イノベーションの構造変化や多様な知の創出に向けた世界各国での競争が激化する中で、卓越した知と人材を持続的に生み出し続ける学術研究への期待は今まで以上に高まっている。また、既に我が国は、世界でも有数の成熟国として、いわゆる「課題先進国」としての歩みを進めなければならない状況になっている。天然資源の少ない我が国では、学術研究から生み出される創造的知見と人材をもって、人類社会の持続的発展や福祉に寄与するとともに、国際社会において尊敬を勝ち得、存在感を発揮することが国としての力になるといえる。この意味で学術研究は「国力の源」であり、したがって、学術研究の振興は国の重要な責務である。研究者は自己の専門分野の研究を突き詰めた上で、分野、組織などの違いを越え、さらには国境を越えて、異なる価値や文化と切磋琢磨しつつ対話と協働を重ね、社会の変化に柔軟に対応することにより、卓越した知やイノベーションを生み出すことが求められている。このような「国力の源」としての役割を果たすためには、様々な分野の研究者の主体性に基づく学術研究の多様性を基盤として、従来の慣習に捉われず、柔軟な発想で他の誰もが見取っていない新たな知の開拓への挑戦（挑戦性）、細分化された知を俯瞰した総合的な観点からの取組（総合性）、異分野や国内外の様々な関係者との連携・協働による新領域の創出（融合性）、世界の学術コミュニティにおける議論や検証を通じて研究を相対化することによる卓越性の獲得や新たな研究枠組みの提唱（国際性）など、学術研究の現代的要請である四つの観点（挑戦性、総合性、融合性、国際性）が不可欠である。さらに、学術研究に対して、社会課題解決のための現代社会における実際的な経済的・社会的・公共的価値の創出の役割や、国際競争力向上への寄与が期

待される。

- 本来、共同利用・共同研究は、共同利用・共同研究という手法をとることで、研究者個人では推進が難しい研究のハードルを下げ、研究者の自由な発想に基づく研究を担保し、教員の研究環境を構築するもの⁸であり、学術研究の本旨の実現と一体のものである。したがって、共同利用・共同研究体制においては、こういった現代の学術研究に求められる方向性や役割と調和を図りながら、学術研究自体の持つ真理の探究の可能性を広げ、社会課題解決に向けた価値の創出が一層強化されるよう、そのあるべき姿が模索される必要がある。

(2) 共同利用・共同研究体制の意義・ミッションについて

- 共同利用・共同研究体制の意義・ミッションは、個々の大学の枠を越え、装置や資料を共同利用しつつ、最先端の学術研究を研究者の知を結集して共同で推進することで、分野や研究者コミュニティの統合、深化によって学術研究の推進を促すものである。そして、我が国の研究者コミュニティ全体、大学及び社会に対して様々に貢献するものである。具体的には、大きく以下のような三つの貢献が考えられる。

①研究者コミュニティへの貢献

- 共同利用・共同研究体制は、①大型研究装置の共同開発、共同利用・共同研究や、貴重な資料などの共同利用・共同研究、②各大学で共通する学術基盤の整備、③我が国における当該分野のCOEとしての機能（国際的頭脳循環のハブ）、④異分野融合・新分野創成、⑤当該分野を先導する広い視野を持った国際的人材の育成、といった機能を通じて、我が国全体による当該分野の学術研究の進展のみならず、研究者コミュニティ全体に対して貢献している。また、共同利用・共同研究体制と不可分一体の関係にある学術研究の大型プロジェクトを通じて、研究者コミュニティ内の議論を活性化し、プロジェクトの推進計画樹立を目指してコミュニティを結束させる側面も有している。

②大学の機能強化への貢献

- 共同利用・共同研究体制は、大学の機能強化に対して直接的な貢献を果たしている。共同利用・共同研究により、施設や資料の利用で各大学の研究者に直接メリットがあるのみならず、共同研究に参加する研究者の知見が深まり、人的ネットワークが拡大することで、更なる研究シーズが生まれていく。また、学術情報システムのネットワークなど各大学共通の学術研究基盤の提供によっても、大学の学術研究体制整備に貢

⁸ 中でも教員は「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み」（教育基本法第9条）とされており、教員の研究環境が適切に確保されることが期待されている。

献している。加えて、大学に置かれている共同利用・共同研究拠点の研究活動は、学術研究面における大学の国際化を先導するとともに、その大学の強み・特色となっている例が少なくないことは既に述べたとおりである。さらに、各機関等において行われている大学院教育への協力を通じた人材育成機能も、優れた研究環境の下での学問横断的な教育を通して、広い視野を持った国際的に活躍する人材の育成に寄与しているほか、大学共同利用機関が総合研究大学院大学の基盤機関として参画することを通じて、当該分野を牽引する人材の育成に大きく貢献している。

③社会への貢献

- 共同利用・共同研究体制は、学術研究に対する現代的要請に応え、社会課題解決のための現代社会における実際的な経済的・社会的・公共的価値を創出する役割を、共同利用・共同研究の仕組みを通じて実現し、社会に貢献することができる。こうした貢献を通じて、共同利用・共同研究体制自身の潜在的能力を引き続き高めていくことが重要である。
- また、国民・社会の科学への関心という観点でも、研究の最先端性、分野の多様性など、共同利用・共同研究体制は、国民・社会の科学に対する関心を惹起し、次世代の科学者を育成する素地を有している。ただし、そのためには、研究推進の透明性の徹底と、国民・社会に対して十分な説明責任を果たす広報活動が必須である。
- そのほか、大学や研究機関の知や、産学官連携による地域イノベーションの創出は、「地域創生」に大きく寄与するものである⁹。各地域に所在する各機関等は、有する研究のシーズを地域の雇用や新産業創出に積極的に生かすため、地域との連携体制を一層強化するとともに、その地域の強み・特色に積極的に貢献できるよう、地方自治体や産業界と連携した具体的施策の検討が求められる。こうした連携施策を推進するためには、寄附講座の創設等、地域に所在する研究施設への直接・間接の支援などが考えられる。

(3) 共同利用・共同研究体制における各機関等の役割について

- このような共同利用・共同研究体制の意義・ミッションを踏まえ、共同利用・共同研究体制を構成する大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点、さらには大学共同利用機関法人（各機構）の役割について、整理すると以下のとおりである。

⁹ 例えば、国立遺伝学研究所においては、「富士山麓フェルマバレー戦略推進地域」事業に参画し、がん医療研究の発展と地域企業の医療健康産業分野への参入を促進している。佐賀県では、ふるさと納税制度により、1型糖尿病の根治を目指して活動する県内のNPOを指定して寄付することが可能となっている。また、国立天文台野辺山観測所は、一般の見学者にその施設が常時開放され、年間6万人の来場者を数え、地域の振興に大きく貢献している。

①大学共同利用機関の役割

- 大学共同利用機関は、全国で複数確保することが困難な大規模装置、大型事業、貴重資料、データベースなどの学術研究基盤についての共同利用を、利用者である研究者とともに持続的・発展的に進めることを特色としており、基本的に、当該分野における全国で一カ所の研究機関であるため、自ずから我が国の学術研究分野における中核としてのCOE性を有している。また、共同利用システムを牽引する役割、また、共同利用・共同研究拠点に対して共同利用に係る支援の役割も有している。そのほか個別機関では対応できない大型プロジェクトの推進体制を構築する役割が挙げられる。

②共同利用・共同研究拠点の役割

- 一般に共同利用・共同研究拠点は、全国に存在し、大学共同利用機関よりも専門的な分野・領域を主たる対象としつつ、各分野・各地域における地政学的・歴史的特性を発展させる機能と、当該地域の、又は分野によっては全国規模の、共同利用・共同研究のハブとしての機能を有し、いわば研究分野の裾野拡大に貢献する役割などを主として担っていくことが期待される。また、大学に属する研究施設として、当該大学の強み・特色に貢献し、その機能強化に資することも同様に期待される。

③大学共同利用機関法人（各機構）の役割

- 大学共同利用機関法人（各機構）と大学共同利用機関の役割分担としては、大学共同利用機関が研究者コミュニティを背景とした分野ごとの研究を重視しているのに対し、法人（機構）は分野を越えた大きな領域を対象として、共同利用・共同研究体制の全般的な推進（共同利用・共同研究体制構築に関する知見等の提供など）、異分野融合・新分野創成の戦略的な推進、各機関等に共通する広報機能の整備などに関し、より積極的な存立意義を有すると考えられる。

3. 共同利用・共同研究体制の現況と直面する課題

- このように、広く我が国の学術研究の振興に寄与している共同利用・共同研究体制であるが、共同利用・共同研究体制を更に効率的・効果的に活用し、研究成果を上げるために、現況と課題を整理すると大きく以下の三点に集約される。

・強み・特色が見えにくくなっていないか

- 一つは、本来、当該分野の我が国を代表する中核的な研究拠点でありつつも、他の分野別の拠点事業等（WPI事業、ナノテクプラットフォーム事業等）との違い、すなわち、共同利用・共同研究体制を支える機関としてのミッションや戦略性が必ずしも十分には理解されておらず、一部の各機関等においては共同利用・共同研究体制としての強

み・特色が見えにくい状態となっているのではないかという問題である。こうした懸念に対し、例えば、共同利用・共同研究拠点においては、これまで、拠点の潜在的能力を生かし、機能を高める制度改善が図られてきてはいる¹⁰が、多くの各機関等において、その特性を生かすべくIR（インスティテューショナル・リサーチ）機能により明確な科学的根拠を基とした組織としての戦略が確立されておらず、成果の発信も十分ではない。各機関等は、研究者コミュニティの意向を尊重しつつも、意思決定をより迅速かつ的確に行うマネジメントの改善が求められている状況にある。

・大学改革の流れの中で意義が十分評価されているか

- 二つには、個々の大学の機能強化を目指すダイナミックな国立大学改革の中で、共同利用・共同研究体制という大学の枠を越えた取組の意義が十分評価されない場合があるのではないかという問題である。共同利用・共同研究体制は、個々の大学改革がより高いレベルで実現するための共通の基盤を与える。しかしながら、機能強化の取組に共同利用・共同研究拠点の取組を位置付けている大学は一部にとどまっている現状にあり、大学執行部において、その意義が十分に理解されているとは言い難い。また、各国立大学が、自らの大学の強み・特色となる附置研究所・研究センターにおいて、特に若手研究者を育成・供給する機能を十分に活用できていないとの指摘もある。
- 現在、第3期中期目標期間に向けた国立大学法人運営費交付金の改革において個々の大学の機能に応じた分類に即して検討が進められているが、個々の法人に着目した制度設計のみでは、異分野融合による新分野の創成などに大きな支障が生じるおそれがある。その意味でも、共同利用・共同研究体制は、大学等の教員の研究体制を各法人の枠を越えて整備し、その機能を高める方策として改めて着目されるべきである。

・他分野との連携及び組織的流動性は十分か

- 三つには、共同利用・共同研究体制がとりわけ特定の研究者コミュニティと密接な関係を持ちながら運営が行われるゆえ、分野の固定化が見られることが挙げられる。
- 共同利用・共同研究体制においては、そもそも、その時々々の学術研究の動向を踏まえた柔軟な運営・組織体制が指向されるべきものであるとともに、異分野融合・新分野創成の意義を十全に果たすためにも、他分野との連携・協力体制の構築に特に留意することが重要であり、大学共同利用機関や附置研究所などにおいても様々な組織体制が模索

¹⁰ 公私立大学の拠点の認定や、広く分野内での活発な競争を目指す「複数拠点」の認定、拠点間の連携を進める「ネットワーク型拠点」の導入などが図られてきている。

されてきた¹¹。

- しかしながら、研究者コミュニティの意向を受けて分野に応じて形成される各機関等は、形成されると固定化する傾向が強く、学術研究の動向を踏まえた柔軟な組織体制を模索するような動きは機関内部、機構内部、又は一部の大学内部にとどまっており、組織的流動性の確保に課題があることは事実である¹²。研究者コミュニティにおいて、学術研究全体の動向に即応できる柔軟な組織としての法人・研究所の在り方を考慮し、従前の学問分野との融合を図りながら、新たな学問分野を切り拓くという前述の共同利用・共同研究体制の持つ本来の意義・ミッションを十分果たしていく必要がある。また、各機関等は、変化への対応に関して、研究者コミュニティの意向を尊重しつつも、組織としての戦略及び意思決定を迅速かつ的確に行うマネジメントの改善が求められている状況にある。

- また、学術研究の大型プロジェクトにおいては、財政状況の悪化を受け、新規プロジェクトの推進はおろか、安定的な運転経費の確保に支障が生ずるような状況にある。学術研究の先端性、多様性を担保するためにも、今後の学術研究の大型プロジェクト全体の遂行に当たって、プロジェクト全体の進捗管理の徹底とコミュニティの連携により、多くのコミュニティが学術研究の大型プロジェクトに参画する体制を担保していくことが必要となっている。

4. 具体的な取組の方向性

- こうした現況と課題を改善するため、共同利用・共同研究体制の意義・ミッションを踏まえつつ、時間的フェーズ（短期・中期）ごとの課題とそれに対応した具体的な施策の方向性を明らかにし、影響を受ける各ステークホルダーによる着実かつ迅速な機能強化の取組を行う必要がある。そうした共同利用・共同研究体制による取組が、大学の機能強化に貢献し、我が国全体の研究力向上につながっていくことで、大学と共同利用・共同研究体制の機能強化による好循環を生み出すことができる。

- 短期的フェーズとしては、①各機関等による自己改革を図り、各機関等の活動基盤を強化する（「点」の改革）。次に、②その自己改革を加速し、各機関等の連携を強化・ネ

¹¹ 法人化以降、大学共同利用機関法人では、自然科学研究機構において、20年先の自然科学研究を見据えた「新分野創成センター」の設置、国立天文台におけるプロジェクト制の組織への移行といった取組が見られた。人間文化研究機構においては、連携展示や日本関連在外資料の調査研究が、機構内外の機関との連携を通じて実施されている。情報・システム研究機構においても、新領域融合研究センターが機構発足当初から設置され、四つの融合プロジェクトが推進されている。また、共同利用・共同研究拠点の前身の附置研究所では、京都大学において、平成16年に木質科学研究所と宙空電波科学研究センターの統合再編により生存圏研究所が誕生し、平成17年度から全国共同利用の附置研究所として活動している。

¹² 大学共同利用機関法人制度の下、国立国語研究所の独立行政法人からの移管を除き、機関レベルの組織の再編が見られないことや、平成20年度以降、共同利用・共同研究拠点化を伴った附置研究所の新設は一部の大学（2大学2研究所）にとどまっている。

ットワーク化し、共同利用・共同研究体制全体の横断的取組に広げるべく、必要な基盤整備を図る（「面」の改革）。さらに、中期的フェーズとして、③共同利用・共同研究体制が包含する構造的課題を解決する抜本的改革（「立体」の改革）を推進する。

- 目標として、短期的フェーズで取り組む改革については、第3期中期目標・中期計画の開始時期までに取組が着手されるよう、必要な準備や検討が行われる必要がある。中期的フェーズで取り組む改革については、第3期中期目標・中期計画期間（平成28～33年度間）の前半期（平成30年度）までに、全ての必要な対応がなされることを目指し、速やかに詳細な検討が開始される必要がある。
- なお、共同利用・共同研究拠点における取組については、当該拠点が設置される大学における全学としての改革構想や取組を十分踏まえた上で、整合性を保ちつつ行われる必要があることにも留意する必要がある。

（1）共同利用・共同研究体制を構成する各機関等における改革・機能強化の推進

- まず、各機関等の機能強化に当たっては、自主的に、マネジメント能力を高め、置かれている現状を正確に把握し、その強み・特色を伸長・発掘すべく、対処方策を自ら分析・検討し、具体的な取組を進めていく必要があると考えられる。その際、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点の意義やミッションの確認を行うこととする。また、大学共同利用機関におけるミッションの確認を踏まえ、大学共同利用機関法人（4機関）においては、全体での意義やミッションの総括を行う。ゆえに、大学共同利用機関法人においては、4機関が連携してその取組を行う必要がある。

これらの取組は、各機関等の発意と自主性に基づいて行われることが重要であるが、各機関等の状況に即し、実施に当たっての体制は柔軟に模索されるべきである。

- また、こうした自己改革は、常にその状況について検証され、日々改善が加えられるものである。特に、（2）、（3）で指摘される制度改善や抜本的改革の内容を踏まえて、各機関等の自主的な取組は時間の経過とともに、深化し、発展していくことに留意する必要がある。

① IR機能の強化

- 共同利用・共同研究の効果的な推進のためには、各機関等の活動実態を踏まえつつ、当該分野の研究者コミュニティの連携、自主性・自律性に基づいた運営を確保する必要がある。
- 各機関等が、共同利用・共同研究体制の強化に向けてその機能を高めるためには、

各機関等の置かれている状況を的確に把握し、今後の目指すべき方向性や、機能強化により期待される効果、的確な改革方策など、各機関等の戦略を明確に示す必要がある。大学のガバナンス改革に当たり、適切なガバナンスを働かせるには、学長が学内事情を正確に把握するとともに、学長を補佐する教職員が大学の置かれている客観的な状況について調査研究するIRの重要性が指摘されている¹³が、これは、各機関等においても同様である。

- 具体的には、各機関等の長の下に、IR機能を持つチームを組織し、適切な調査権限を与え、根拠に基づく戦略の策定を進め、その戦略に基づくPDCA活動を恒常化するべきである。その際、戦略の検討に当たっては、現在の強みを単に伸ばすだけでなく、将来に向かって成長が見込まれる分野についての的確に把握をするとともに、バックキャスト的視点・解析も導入し、近未来の各機関等のあるべき姿から、現状の課題と対策を明らかにする活動も導入する必要がある¹⁴。また、各機関等が行う、教育研究に係る外部評価結果を分析の参考に用いることは有意義であると考えられる。
- このような状況の把握・分析に当たっては、各機関等の実情を踏まえた実施体制の構築を図るとともに、共同利用・共同研究体制を支える各機関等の意義、特色に鑑み、研究者コミュニティにおける当該機関の位置付けを十分考慮して行うことが不可欠である。そして、研究者コミュニティに対する貢献はもちろん、大学に対する貢献、社会に対する貢献、全ての面から当該機関が担うべき具体的な役割や方策を検討することが重要である。また、各機関等がIRを行う中で得られた知見については、共同利用・共同研究体制の強化に向けた方策の検討に資するべく、可能な限り共有するものとする。

② トップマネジメントの強化

- ①で示したIRの推進により、各機関等の置かれている状況を的確に把握し、今後の目指すべき方向性や、機能強化により期待される効果、的確な改革方策など、各機関等の戦略を明確に示すに当たり、各機関等の長が自らのビジョンを示しつつ、特に、研究者コミュニティや大学の機能強化の方向性やビジョンとの調和など大学等との連携、その強化において、リーダーシップを発揮する必要がある。加えて、大学の執行部と十分な意思疎通を図り、共同利用・共同研究体制への理解を促す必要がある。
- また、各機関等の長は、各機関等の機能強化の検討に当たり、当該研究施設の研究

¹³ 平成26年2月・中央教育審議会大学分科会・審議まとめ

¹⁴ 共同利用・共同研究体制における実例として、国立極地研究所では、研究戦略企画室や研究戦略会議を設置し、研究所内の研究情報の活用や広報室との連携を行うことで、科学研究費補助事業への応募数及び報道発表数が増加している。

活動を最大化するための諸方策を、前例やしがらみにとらわれずに大胆に検討し、最適な人員の配置や組織体制の整備を行う必要がある。その際、各機関等は最先端の研究動向を踏まえながら、時限を設けた組織・体制の見直しなどを検討することが求められる。

- 加えて、各機関等の運営の透明性と説明責任を果たすため、運営状況について各機関等と研究者コミュニティにとどまらず、大学や関係機関等、国民・社会に広く情報を発信するとともに、各機関等の研究者の人事に関しても外部の視点を取り入れるなど配慮する必要がある。
- そのほか、各機関等の長は、トップマネジメントを発揮するに当たり、教職員のモチベーションに十分留意し、組織が一体となって改革に向けた気運が醸成されるよう配慮することが重要である。

③産業界との連携を含む知的財産管理の強化など各機関等が保有する資源の積極的活用

- 共同利用・共同研究体制の活性化の基盤作りに当たっては、各機関等が保有する知的財産を産業界と連携してより積極的に活用することが重要である。
- 各機関等においては、これまで大学知的財産本部整備事業等を実施するなど、様々な取組を行っているが、各機関等の持つ知的財産に関する潜在的可能性を社会に十分還元するには、依然として課題がある。
- 各機関等においては、知的財産管理の重要性を認識し、各機関にふさわしい知的財産管理のシステムがどのようなものか、検討を進める必要がある。特に、オープンイノベーションの流れの中で、企業にとって魅力のある、各機関等の有する基礎研究力、技術シーズ及びノウハウがどのようなものか、一層の分析を進め、戦略を立案するとともに、特許等の知的財産収入の在り方についても考慮する必要がある¹⁵。なお、産業界との連携を効果的に行うためには、時間的フェーズと目標を明確にするとともに、人材交流を活性化し、若手人材のキャリアパスについて産業界等を含む多様化に取り組むことが求められる。
- また、各機関等における最先端の研究成果は、様々な分野において、それぞれの強み・特色を生かした多様性のある独創的なものであり、将来産業界での利用が期待さ

¹⁵ 「大学等における産学連携等の実施状況調査」（文部科学省実施）によると、平成25年度特許権実施等収入は、東京大学は6億5,985万円、京都大学4億1,221万円、大阪大学1億1,727万円であり、国立大学の平均は2,442万円（調査報告書に掲載の74大学の平均）である。また、自然科学研究機構は165万円、高エネルギー加速器研究機構は554万円、情報・システム研究機構は605万円である。

れる技術シーズを有している場合も多い。これら最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出を図るためには産業界との互恵的な連携を進める必要があり、各機関等における研究が製品開発等の貢献にもつながり得る場合には、その情報を産業界に対しても積極的に発信していくべきである。特に、共同利用・共同研究拠点においては、地域の産業界との連携を深め、知的財産の活用を大学本体と共同して具体化する活動が求められる。

④共同利用・共同研究体制の情報発信力の強化

- 広く国民・社会に研究成果を情報発信することは、学術研究の意義、研究環境の透明性確保、学術研究に対する財政支援への理解の観点から、国民・社会の支持を得る上で必要不可欠なものであり、その重要性はますます高まっている。共同利用・共同研究体制の強化に当たっては、その意義について広く国民・社会に理解を求める目的はもちろんのこと、異分野融合・新分野創成の萌芽につながる新たな研究ネットワークの構築や人材獲得の観点からも、情報発信力の強化が極めて重要になる。また、共同利用・共同研究を推進する観点から、その研究成果が、共同利用・共同研究体制がうまく機能したからこそ生まれたものである場合には、その点についても適切に発信することが望ましい。こういった作業は、②で指摘された組織のガバナンス強化につながる点にも留意すべきである。
- 共同利用・共同研究体制に係る情報発信の現状については、インターネットやソーシャルメディアを通じた情報発信、様々なイベント等を積極的に行っている組織や、異なる組織に所属する広報担当者の自主的な情報交換を通して広報手法に磨きをかけている組織が存在する。その一方で、研究成果のわかりやすい発信が十分行われていない組織も見られる。
- 課題としては、各機関等において広報体制が十分とはいえないことに加え、個々の状況に即して、各機関等にとっての情報発信の意義や目的の定義、並びにそれに即した発信対象・手法の絞り込みが明確ではないことが考えられる。
- 今後、各機関等においては、広報体制（専門部署の設置、人員の適切な配置等）の整備を進めるとともに、情報発信を行う意義や目的を基本方針として明確に定めることが望まれる。体制整備に当たっては、研究成果を魅力的に、かつ等身大に発信するマネジメントができる人材を配置することや、各機関等の長が主導し組織としての広報体制を整備することが特に重要である。
- また、各機関等の情報発信の意義や目的に即して、情報発信を重点的に行う対象は

変わってくる。例えば、研究者人材の獲得を目指せば大学生や高校生、予算の確保に向けた幅広い理解であれば国民全般、当該地域における研究活動の円滑な推進であれば地域住民、ということになる。各機関等において、基本方針に基づき発信対象の絞り込みを行うとともに、発信対象に即した広報手段を精緻に検討することが重要である。そして、プロジェクト推進の際は、地域住民への発信において、双方向の発信となるよう留意する必要がある。

- 共同利用・共同研究を推進する観点から、インターネットなどを利用して、各機関等を利用する者に対し、その活動実態や所属研究者に関する最新の動向を国内外にきめ細かく発信することが重要である。その際、異分野融合・新分野創成に向けて、研究者間の情報交換・ネットワーク作り（研究会、シンポジウム等）が特に有効であることから、分野を越えて幅広く情報発信がなされるよう留意する必要がある。ウェブサイト の充実を通じて積極的な情報発信を行うことで、新たな研究シーズにつながる可能性が出てくる。特に、国際広報に関しては、英語による報道発表はもとより、影響力のある国際的な学術誌へのアプローチ¹⁶や、研究者コミュニティに対する直接的発信も効果的であることを踏まえ、英語版のウェブサイトを充実させるなどの積極的な情報発信が期待される。

⑤公正な研究活動の推進とリスクマネジメントの強化

- 共同利用・共同研究の推進に当たっては、研究活動自体が適切に行われることが大前提である。関連する研究者個人、グループ及び研究所などで高い研究倫理を醸成し、研究に当たって安全の確保を十分に図ることは当然のことである。ともしれば共同利用・共同研究自体の性格ゆえに、研究者又は研究機関間の責任関係が曖昧になりがちであるが、それは厳に避けなければならない。各機関等においては、共同利用・共同研究実施の際のリスクマネジメントの強化に向けた体制を整備し、公正な研究活動の推進に一層努めることが重要である。例えば、法務担当の専門家を常駐させ、法務室を開設するなどして、日常的にリスク管理が可能となるようリスクマネジメントを強化すべきである。
- また、共同利用・共同研究体制の特色である、関連研究者に対して広く行う研究課題の公募について、研究者コミュニティを含む幅広い外部研究者の意見も反映し、公正な採択及び支援を行う必要があることに留意する必要がある。

¹⁶ 自然科学研究機構では学術雑誌「NATURE」（2014年6月26日、VOL.510）において、機構・機関についての広報活動を行った。

(2) 各機関等の自己改革・機能強化を促進するための基盤整備

- 共同利用・共同研究体制がその強み・特色を強化するためには、各機関等の自己改革が、個々の取組にとどまらず、体制全般で横断的に取り組まれる必要がある。そのため、各機関等の自己改革が一層促進されるよう、各機関等が共通に留意すべき方向性を示し、人材流動性の確保を図り、明確化した評価軸を踏まえた財政措置を図るなど、基盤となる条件整備を図る必要があると考えられる。

①学術研究の現代的意義を踏まえた機能強化の促進

- 各機関等においては、自らの分析・検討により、(1)に示された自己改革・機能強化の取組を立案し、推進することとなるが、「挑戦性、総合性、融合性、国際性」が特に強く要請される学術研究の現代的意義を踏まえ、その取組の推進に当たり、各機関等において共通して留意すべき方向性を整理すると概ね以下のとおりである。

i) 各機関等の基盤を強化するための機能（マネジメント、広報、知的財産管理、IR機能等）に係る機関を越えた一元的組織の構築

- 研究機関の活性化のための基盤強化の取組であって、制度的に現状でもすぐ取り組むことのできる事項であっても、各機関等においては、組織の規模や予算の問題から、これらに係る対応を行うことは必ずしも容易でない現状にあると考えられる。
- そこで、こういった機能について、単独での設置が困難な場合は、機関を越えた一元的な組織として構築することが考えられる。特に、大学共同利用機関の場合においては、各機関にそのような機能を設置するのではなく機構に共同で設置することが考えられる。また、共同利用・共同研究拠点においては、特に学内で複数の拠点が存在する場合、共同でこのような機能を有する部署を設置することなどが考えられる。その際、人材の共有による効率的な運営はもちろん、率いる専門教員及び専門職員の育成、こうした人材が ii) で指摘する異分野の機関等の融合の橋渡しとしての機能など、副次的効果も期待することができる。

ii) 各機関等の枠を越えた連携による異分野融合・新分野創成のための組織の設置

- 異分野融合・新分野創成は、我が国の学術研究の裾野と水準を高めるため、必要不可欠なものであり、共同利用・共同研究体制の本質的なミッションの一つである。
- しかしながら、現状においては、共同利用・共同研究体制における異分野融合・新分野創成に係る取組の多くは、各機関等の組織の枠内での取組にとどまり、本来期待される、自由な雰囲気と環境の下での、組織、専門領域・分野を越えた斬新な連携や、従前とは異なる人的ネットワークに基づいた新しい着想を恒常的に生み出

すには十分とはいえない。

- 今後、融合性などの学術研究の現代的要請に応える観点からも、異分野融合・新分野創成の取組を加速させるために、研究環境の整備を図りつつ、各機関等の枠を越えた連携が促され、より斬新な取組が行われるような基盤を作ることが重要である。異分野融合・新分野創成を戦略的に展開できるかどうかは、各機関等のIR機能の強化と表裏一体の関係にある。各機関等の特性と力量、研究者コミュニティの近未来の課題等の科学的な分析に基づいてこそ、新領域の創成が実践化できるといえる。
- 特に、現在、大学共同利用機関法人においては、傘下の各機関の枠を越えた異分野融合・新分野創成の取組が行われている¹⁷が、法人の枠組みを越えた、文理を問わない異分野融合・新分野創成に取り組む常設の組織を大学共同利用機関法人共同で運営することが考えられる。関連して、この組織は、我が国の異分野融合・新分野創成に関する情報収集・分析に関するセンター的機能を有することが期待され、学術研究の現代的要請における総合性にもかなうものであるといえる。
- 共同利用・共同研究拠点における現在のネットワーク型拠点は、異分野融合・新分野創成の創出に有効な制度と考えられることから、基盤を強化し、更なる活用を目指す。例えば、異分野の拠点同士・ネットワーク同士の連携を通じた異分野融合型ネットワーク拠点の形成を図り、さらにはその拠点を基盤とした新分野創成に関わる大型プロジェクトへの推進等へと発展していくことも期待される。こうした共同利用・共同研究拠点のネットワーク形成に対して、大学共同利用機関が、有する知見等を基に的確な助言等を行うことが望まれる。

iii) 大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点の連携促進

- 大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点は、共に共同利用・共同研究体制を構築するが、分野の重なりが必ずしも多くないことから、現状において、近い分野による技術的な連携が行われている程度にすぎない。特に大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点の間での人材流動が乏しいことは、分野の制約はありつつも、共同利用・共同研究体制が、構成する各機関等の一体感を持って運営されていない現状を表している。
- 共同利用・共同研究体制のレベルアップを図るため、共に共同利用・共同研究を

¹⁷ 自然科学研究機構：新分野創成センターにおける「宇宙における生命」研究分野、情報・システム研究機構：データ中心科学リサーチコモンズ事業などが実施されている。

推進する機関として、相互の有機的な連携をより活性化する必要がある。

- 具体的には、高度な専門的技術を有する大学共同利用機関が、有する技術を共同利用・共同研究拠点に対して分野に限らず積極的にアピールする場を定期的に設け、分野が一定程度離れた研究者コミュニティ間の技術的連携を促進することが求められる。また逆に、共同利用・共同研究拠点で萌芽した新たなアイデアや特定の分野に特化した技術が、大学共同利用機関が介在することにより、全国規模で研究にブレイクスルーをもたらす可能性がある。その際、異なる分野の各機関等が連携することにより、各分野での開発成果の共通化や汎用化、さらには相乗効果を発揮することが期待され、融合性や総合性が強化される。
- また、共同利用・共同研究体制の強化の観点から、各機関等とイノベーションハブの中核である研究開発法人を含めた独立行政法人や各種研究機関、産業界等との間で、ネットワーク型拠点の形成を促進するなど、産学官連携のネットワーク強化を図ることも考えられる。
- そのほか、共同利用・共同研究体制内において連携の強化を図るためには、連携体制及びその中核を明確化し、そのリーダーシップの下、連携を推進していく必要がある。

iv) 国際的頭脳循環のハブとしての機能強化

- 共同利用・共同研究体制において、各機関等は、国際ネットワークを形成して国際共同研究や人材交流などを主導する役割を果たすことが期待されている。実際、大学共同利用機関においては、被引用回数の多い論文数、相対被引用度ともに日本国内で高い水準にある。また、各機関等の研究者について、国際的な学術誌の編集委員への参画状況を見ても、当該分野における我が国の国際的頭脳循環のハブとして、一定の機能を有しているといえる。
- このような機能を今後も更に維持、強化するためには、人材の確保に関して、国際公募を実施し、待遇面等について柔軟な人事制度を整えることにより、国内外から卓越した研究者を集め、国際的な研究環境を目指すとともに、来日する外国人研究者に対する生活面のサポートなども行う必要がある¹⁸。また、優秀な外国人留学生を確保するための取組を行うことも重要である。
- 加えて、当該分野における我が国の国際的頭脳循環のハブとしての存在感を示す

¹⁸ 高エネルギー加速器研究機構では、来日外国人研究者に対する1日16時間体制の生活支援体制を設けている。

ためにも、各機関等の研究成果や様々な資源・要素を、適時に英語で発信する体制の整備が重要である。このため、各機関等において整備される広報体制において、特に海外の研究者向けの国際広報（報道発表や、研究所の成果の時宜にかなった英語での発信、海外の有力な学術誌等に対し研究成果をアピールできる人材の確保など）を充実させ、国際共同研究の萌芽を着実に育てることが重要である。

- そのほか、国際共同研究をリードし、国際プロジェクトを推進できる人材の育成も欠かせない。後述する総合研究大学院大学における研究マネジメント教育の充実などをはじめとして、各機関等は国際的なプロジェクトを推進することができる人材の継続的な育成に取り組むことが重要である。
- 関連して、これらの施策の推進に当たっては、事務的な支援の強化が必要であり、国際対応を専門とする事務職員、技術職員の配置やURA（リサーチ・アドミニストレーター）などの高度な専門性を有する者等の活用など国際的な人材登用を含めた若手人材育成等を国として支援する必要がある。

②優れた研究者人材の人材育成ハブ機能及び人材の多様化促進のための人事制度改革の促進

- 共同利用・共同研究体制の意義として、当該分野を先導する優秀な研究者人材の流動性を促し、人材育成のハブとして機能することのほか、若手・女性・外国人などを含む研究者人材の多様化を促進する機能を通じ、大学の機能強化に貢献することが期待されている。しかしながら、現状、共同利用・共同研究体制を支える人材の厚み及び研究水準に大きな問題はないものの、当該分野を先導する優秀な研究者人材育成のハブ機能あるいは人材多様化促進機能は、研究分野によってばらつきが見られる¹⁹。
- そのため、各機関等においてはこれらの機能の促進に向け、共同利用・共同研究体制を構成する人事制度（具体的には、大学院生を含む若手人材の流動性の向上と質の確保を両立させるための、内部昇格の制限やテニユアトラック制度の導入、コミュニティと連携したオープンな人事制度の導入、シニアポストへの任期制の導入、女性研究者支援のための育児施設の確保、外国人研究者に対するソフト面での支援充実、クロスアポイントメント制度の活用、寄附講座の導入など）を、オープンかつ各機関等

¹⁹ 例えば、女性研究者に関しては、政府の成長戦略において、「2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%程度」にする目標が明記されているが、女性研究者の割合については、大学共同利用機関で11.9%、共同利用・共同研究拠点で9.2%と、共に全国的な水準（14.4%）より低い割合にとどまっている。外国人研究者の割合については、大学共同利用機関で7.0%、共同利用・共同研究拠点で3.6%となっており、共同利用・共同研究拠点については大学全体における外国人研究者の水準（4.0%）より低い水準である。一方で、研究所によっては、外国人研究者・女性研究者数の割合が共に全国水準を大幅に越えるところもあるなど、研究分野によって差が見られる実情もある。（数値は、大学共同利用機関については平成26年度、共同利用・共同研究拠点については平成25年度。）

の実態に適合した形で、例えば、中期目標・中期計画に設定するなど、自らルール化し、導入することが考えられる²⁰。

- その際、特にクロスアポイントメント制度は、各機関等が、新たな分野や領域に対応する優れた人材を確保したり、機関間のネットワークを構築したりすることを可能とするものであり、一層の活用が期待される。特に、大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点間の連携を促進する観点からも、積極的な活用が期待される。
- なお、大学の研究者ポスト、とりわけ若手研究者人材に対する安定したポストは法人化以降著しく減少した結果、大学院生を含む若手人材の流動性は低下している。また、各機関等の人材育成モデルが、研究者育成にのみ注力していると、大学院修了者やポストドクターの安定した就職が困難になり得るといえ、今後、産学の垣根を越えた人材育成と就職の多様化についても併せて留意する必要がある。

③共同利用・共同研究体制の特質を踏まえた評価軸の確立

- 大学共同利用機関法人、共同利用・共同研究拠点はいずれも、国立大学法人法に基づき評価が行われている。
さらに、共同利用・共同研究拠点については、研究環境基盤部会共同利用・共同研究拠点に関する作業部会（以下、「作業部会」という。）において、拠点認定や中間評価、期末評価が行われる。
- 評価趣旨は、国立大学法人法に基づく評価については、中期目標期間における中期目標の達成状況の調査・分析、作業部会における共同利用・共同研究拠点の評価は、拠点の認定・更新を行うとともに、拠点の目的が達成されるよう適切な助言を行うものであり、いずれもPDCAサイクルの確立を目指したものである。平成16年の国立大学法人制度の発足に伴い、既に評価制度も発足後10年を経ており、評価を受ける各機関等においても、その経年変化を追うことで、各機関等に関する特色・共通性、研究の動向など、法人化以降の現状を正確に把握することができるなどのメリットが生まれてきている。
- 今後は、共同利用・共同研究体制の強化に向け、PDCAサイクルの確立とともに、こうした評価が共同利用・共同研究体制の改善に資するよう、取組を進めることが重要である。特に、国立大学法人法に基づく評価の結果については、共同利用・共同研

²⁰ 任期制の導入状況については増加傾向にあり、大学共同利用機関における研究者数の26.8%に導入されているが、その6割強が助教であるなど、教授等のシニア教員への導入は進んでいない。自然科学研究機構分子科学研究所や東京大学物性研究所、北海道大学触媒科学研究センター等では、人材流動性の向上に資する取組として同一の研究機関内における内部昇格が制限されている。

究体制に係る政策を検討する本部会などにおいて一層の活用を図るとともに、作業部会における評価結果において得られた情報について、国立大学法人評価の参考情報として活用するなど、相互で活用を図ることが適切である。

- また、今後各機関等に対して行われる各種評価においては、大学の枠組みを越えて構築される共同利用・共同研究体制の特質を踏まえた評価軸を設定するとともに、共同利用・共同研究体制の意義・ミッションに基づき、その体制を強化する取組を積極的に評価する観点から行われなければならない。また、共同利用・共同研究体制により提供される様々な機能によって、その受け手たる大学の各組織の研究機能が向上していることについても、受け手の立場からその状況が報告され、必要に応じて、その評価が年度報告に適切に盛り込まれることが望ましい。加えて、分野ごとに異なる共同利用・共同研究体制の形態の違いにも留意し、評価を行う必要がある。
- なお、評価に当たっては、特に、各機関等の活動の厳正な質の管理が担保されることが重要である。とりわけ、共同利用・共同研究拠点に関しては、現在、中間まとめにおいて報告された内容に基づき、今期中期目標期間の期末評価、次期の認定更新に向け、作業部会において評価基準が検討されているが、引き続き、本報告及び中間まとめの報告内容を基本に、作業部会の検討状況を踏まえ、期末評価、認定更新に向けた着実な検討を行う必要がある。

④共同利用・共同研究体制を発展させる多様な観点からの財政支援の実施・財政基盤の多様化

- 昨今の厳しい財政事情の中で、国立大学法人運営費交付金において、大学の枠を越えた共同利用・共同研究体制の形成・強化のために必要な経費を確実に措置するとともに、各法人の機能強化に資する取組とその評価結果に応じて、メリハリのある支援を実施する必要がある。
大学の枠を越えた研究拠点の形成・強化に向けて、具体的には、以下の i) ~ v) のような観点から、財政支援の在り方を検討するとともに、財政基盤の多様化を図ることが考えられる。
- また、その検討に当たっては、政府において進められる基盤的経費及び競争的資金の全体的な改革に係る検討や、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金制度の改革や第3期中期目標・中期計画の策定に向けた国立大学法人評価制度の検討との整合性について十分留意することが望ましい。

i) 学術研究の大型プロジェクトの推進に当たっての安定的な財源の確保

- 大学の枠を越えた共同利用・共同研究体制を前提として推進される、学術研究の大型プロジェクトにおいては、現在、施設や設備の整備は主として国立大学法人等施設整備費補助金により措置され、運転経費等の運用費については、主として国立大学法人運営費交付金により措置されている。特に運用費については、プロジェクトの終期を迎えるまで恒常的に措置する必要があるが、国立大学法人運営費交付金が年々減少傾向にある現状や、電気料金の高騰などの要因により、学術研究の大型プロジェクトの安定的な運用に必要な財源の確保が喫緊の課題となっている。引き続き各機関等においては、国の厳しい財政状況の下、運用費について、各プロジェクトによる外部資金の確保などに努めるとともに、国においても先端的な研究を行う学術研究の大型プロジェクトの安定的・継続的な推進に向けて、必要な検討を進めていく必要がある。

ii) 共同利用・共同研究体制の活性化推進

- 国立大学における共同利用・共同研究拠点や大学共同利用機関においては、大学全体の研究力強化を図る観点から、組織の垣根を越え、国際化や異分野融合・新分野創成、ネットワーク形成など、学術研究に対する社会の要請に応え、当該分野を先導する共同利用・共同研究体制を活性化する取組に対する重点支援の枠組みを検討するとともに、効率的で持続的な学術研究推進に欠かせないデュアルサポートシステムの再生に向け、基盤的経費の支援の在り方についても見直しを行う。
- また、大学等が有する教育研究設備について、機関の枠を越えて共同利用の推進や再利用の促進、技術サポートを担う研究支援者の育成等に取り組むため、全国的な設備の有効活用に資する仕組を検討する必要がある。

iii) 新たに共同利用・共同研究体制を構成する拠点形成の促進

- 新たな共同利用・共同研究拠点の形成のニーズが高い学問分野等において、個人研究から拠点形成へと発展する可能性のある取組や、個々の研究者コミュニティがこれまでに形成してきた学術的発展を支援するための基盤を発展・強化する方策の検討を行う。
- そのほか、世界最高レベルの研究水準を誇る研究拠点について、その成果とノウハウを共同利用・共同研究システムを通じて、我が国の研究機関全般に展開し、我が国全体の研究力の向上につなげるべく、組織・体制整備を図ることについて検討を行う必要がある。

iv) 公私立大学の拠点整備推進

- 現在、公私立大学の共同利用・共同研究拠点に対しては「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」により、拠点認定の前半の始動期間において、共同利用・共同研究拠点としての環境や体制の整備に係る財政支援を行っている。公私立大学においても国立大学と同様、大学の枠を越えて学内の研究資源を共同利用に供するなど、共同利用・共同研究体制の趣旨にのっとり優れた活動が展開されており、拠点活動展開の充実・強化のため、公私立大学の共同利用・共同研究拠点への財政支援の在り方について、今後必要な検討を進めていく必要がある。

v) 地域・産業界との連携を通じた研究資金の多様化の推進

- 現代の学術研究は、社会課題解決のための現代社会における実証的な経済的・社会的・公共的価値の創出の役割も大いに期待されている。各機関等においては、これらの期待に対し正面から向き合い、地域・産業界との連携を図り、寄附講座の導入など研究資金の多様化を図ることも重要である。

(3) 共同利用・共同研究体制の構造的課題を解決するための抜本的改革

- 中期的な課題として、共同利用・共同研究体制そのものの柔軟性・流動性を高める組織再編等の改革を行いつつ、コミュニティを越えた他分野や大学法人本部との連携促進、学術研究の大型プロジェクトの適切な推進など、各機関等と研究者コミュニティとの関係を適正化しながら、課題を改善する改革を進める必要がある。

①共同利用・共同研究体制における組織的流動性確保に向けた改革

- 共同利用・共同研究体制においては、学術研究の動向を踏まえて、これまでも様々な体制が模索されてきた。実際、学術研究の大型プロジェクトの推進などは、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点に代表される共同利用・共同研究体制の整備を通じて可能となることから、こうした組織を、学術研究の動向を踏まえ、柔軟に組成・改編する組織的流動性の確保が重要である。しかしながら、実際には、その組織的流動性は必ずしも十分実体化できておらず、新しい学問を切り拓く存在として課題を有している場合がある。
- このような状況を踏まえ、各機関等いずれにおいても、共同利用・共同研究体制の強化に向けて、その意義・ミッションに即し、その組織の在り方について、第3期中期目標期間の開始前（平成27年度末）までに検討を行い、その検討を踏まえて、国においては速やかに必要な対応を行う。その際、大学共同利用機関が共同利用・共同研究体制における役割を担うために備えるべき条件や基準についての考え方の整理を行うとともに、国立大学法人制度下においての、大学の附置研究所等を大学共同利

用機関化するなどの柔軟で新しい仕組みについても検討を行う。

こうした検討に当たり、厳しい財政事情や人口の減少などの社会情勢の変化を踏まえて、選択と集中の観点を徹底し、聖域なく組織体制の見直し・再編が図られることが重要である。国においては、各機関等におけるその検討状況を精緻に把握しつつ、各機関等の自発的検討や取組に基づく新たな機関の形成に向けた萌芽的取組や、異分野融合・新分野創成など学術研究の最新の課題への対応を容易にするための組織の再編・統合等を行いやすくするよう、適切な支援を検討する必要がある。

なお、各機関等のこれらの検討にあたっては、分野の固定化を防ぎ、学問領域の活性化を図る趣旨から、新たに組織の創設を検討する場合には、これまでの組織の成果を十分モニタリングするとともに、各分野における研究の動向を踏まえながら「スクラップ・アンド・ビルド」も視野に入れて、時限を設けて組織の見直しを行うことを含め、検討するものとする。

②学術研究の大型プロジェクト改革

i) マスタープランとロードマップの連携の担保

- 学術研究の大型プロジェクトは、その性質上、多くの物的・人的資源の投入を要するため個々の大学では実施が困難であるが、共同利用・共同研究体制を基盤に、国の学術政策として、我が国全体で多くの研究者の参画を得て推進する必要がある。そのためには、日本学術会議の「学術の大型研究計画」に関するマスタープラン」を踏まえつつ、推進の優先順位を明らかにしたロードマップを策定するなど、透明性を確保しながら、その推進を検討することが重要である。

しかしながら、こうした過程は、現在、特段明確に担保されているものではない。しかるに、これからの我が国全体の学術研究振興に鑑みれば、学術研究の大型プロジェクトがそもそもの対象とする範囲や各省庁がロードマップとして取り上げる際の観点について、あらかじめ両者の連携を確実に担保し、緊密な連携を加速することが適切と考えられる。

- 連携の加速に向け、次期学術会議のマスタープランの策定（平成 29 年）を踏まえてロードマップを策定するまでに、内閣府及び日本学術会議と、その詳細の検討を行う必要がある。

ii) プロジェクトの支援年限の確定及び進捗管理の厳格化

- 学術研究の大型プロジェクトは、その推進を契機として、各分野における共同利用・共同研究体制が構築・強化されることから有意義な取組であり、学術研究の大型プロジェクトの選定に当たっては、各分野における共同利用・共同研究体制の形成を一層促進し、我が国全体の共同利用・共同研究体制の強化にいかに関与する

かという、我が国の学術研究全般を見据えた戦略的・計画的な視点についても考慮されることが重要となっている。

すなわち、実施に当たってのコスト面の厳格な評価はもちろん、共同利用・共同研究体制強化に向けた、より多くの学術研究の大型プロジェクトを効率的に推進するという、プロジェクト全体の進捗管理の厳格な評価も重要である。

- 現在、学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会において、各プロジェクトの今後 10 年間の進め方についての検討を行った上でプロジェクトの年次計画を策定し、計画を推進している。厳しい財政状況の中で、支援年限を曖昧にすることは、学術研究の大型プロジェクト全体の安定的・継続的な財政措置を困難とし、さらには新しいプロジェクトの着手・推進にも支障を来すことから、学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会において改めて検討を行い、進行中の全プロジェクトの支援年限について定めることとする。また、プロジェクトの進捗管理を極めて厳格に行い、プロジェクト終了時に成果が十分に見込まれないと予測される場合は、中間評価の時点においてプロジェクトを中止することとする。仮に、科学の予期せぬ進展などの特段の事情などにより支援年限の変更を検討する必要がある場合は、変更の事情を厳格に評価し、プロジェクト全体の進捗への影響について検討を行った上で判断することとする。

③各機関等と大学・研究者コミュニティ外の連携促進－「大学と共同利用・共同研究体制の機能強化による好循環の実現」に向けた改革

- 共同利用・共同研究体制は、その機能強化によって、大学では有することのできない施設・設備の利用はもちろん、研究者の人的ネットワークを広げる、また、共同利用・共同研究拠点においては、そこで行われる研究がそのまま大学の強み・特色になるなど、大学の研究機能の向上に大きく貢献するものであり、さらには、我が国全体の研究力向上につながっていくことで、いわば機能強化による好循環を可能とする。しかしながら、これまで、そのような認識が大学本部に十分共有されている状況とは言い難かった。

今後は、こうした機能強化の実現に向け、様々な形で連携を強化するほか、共同利用・共同研究体制が大学共同の研究所として開かれた存在であることをよりアピールするとともに、大学執行部において、共同利用・共同研究体制が大学の機能強化に果たしている役割を適正に認識・評価することが重要である。

i) 大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点等の連携組織の設置

- このような状況を改善するため、まず、共同利用・共同研究体制を構築する各機関等の連携を促進するための連携組織を形成することが考えられる。こうした連携

を通じて、大学共同利用機関と大学の連携が促進されることも期待される²¹。

ii) 大学共同利用機関法人の経営協議会の構成見直し

- また、研究者コミュニティに支えられた各機関等であるが、大学のガバナンス改革の動向も踏まえつつ、研究者コミュニティ外の学术界や大学本部等との連携を促進する観点から、例えば、大学共同利用機関法人において経営協議会の構成に関して、関連する研究者コミュニティ以外の有識者を一定程度含めることや、外国人登用の可能性を探るなど、構成の見直しを図り、研究者コミュニティ外との連携促進を活性化することも必要と考えられる。

iii) 共同利用・共同研究で得られた成果の可視化と成果の発信のルール化

- また、各機関等において、共同利用・共同研究によって得られた成果についてより可視化するとともに、大学のIR担当部署等を通じ、大学の執行部においてこの成果を十分に認識することが重要である。加えて、研究者が、各機関等における共同利用・共同研究によって得られた成果については、共同利用・共同研究の成果であることを必ず論文等に明記するとともに、各機関等に必ず報告することをルール化する。(なお、ルール化においては、研究者がこうした報告を怠る場合への対処を必ず定めるものとする。)各機関等においては、その報告を基に、共同利用・共同研究の成果を取りまとめ、整理するとともに、研究者が所属する大学のIR担当部署等にその成果を通知する。
- このような可視化された成果を、正当に評価・分析し、今後の共同利用・共同研究体制の改善につなげる必要があることから、各種評価等において、共同利用・共同研究の成果を明示的に報告することが適切である。また、大学においても、共同利用・共同研究による大学の機能強化への貢献を正当に評価・分析することが重要である。
- そのほか、共同利用・共同研究体制が、大学の研究教育機能強化に直接貢献することを明確にするため、これまで以上に、各機関等の有する機器開発等のノウハウや後述する人材育成機能について、知的財産管理上の支障がない限り、大学に対して積極的に活用を促すことが重要である。このような活用を促進するため、恒常的に対象となる大学と大学共同利用機関間で、包括的な連携協定を締結するなど、連携体制の整備を図ることが重要である。連携に当たっては、クロスアポイントメント制度の活用等により、人材の共有を図ることも考えられる。

²¹ 現在、各機関等が形成する連携組織としては、大学共同利用機関法人機構長等会議、大学共同利用機関協議会、国立大学共同利用・共同研究拠点協議会、国立大学附置研究所・センター長会議などが存在するが、体制を横断した国公私立大学を問わない連携組織は存在していない。

④共同利用・共同研究体制の教育への貢献促進に向けた改革

i) 連携大学院の仕組みの活用に向けた改革

- 共同利用・共同研究体制の下、大学共同利用機関においては、総合研究大学院大学の基盤機関として²²、共同利用・共同研究拠点においては、当該大学の関連研究科の協力講座として、当該分野を牽引する優秀な人材の育成に向けた大学院教育が行われている。

- 他方、大学が研究機関の研究者を教授・准教授として迎え、その機関の研究環境を活用しながら研究指導等を行う大学院教育の方式として、連携大学院の仕組みがある。多様な若手研究者人材を積極的に呼び込み、大学共同利用機関が基盤機関として設置している専攻分野にとどまらず、異分野融合・新分野創成（例えば、医学・生物系と工学・情報学系の連携など）や地域連携をより積極的に推進する観点から、幅広く我が国の大学の研究教育に貢献するための方策として、一層活用することが可能と考えられる。当該研究機関が組織一丸となって、柔軟な形で連携大学院の仕組みを運用する方策について、更に検討する必要がある。

ii) 総合研究大学院大学との双方向連携促進に向けた改革

- また、総合研究大学院大学は大学共同利用機関を基盤機関として運営されており、第3期中期目標期間に向けて、教育の企画・運営の面で双方向連携を更に強化していくことが求められる。具体的には、執行部レベルでの連携体制の強化のほか、中期目標・中期計画の策定に向けた総合研究大学院大学と大学共同利用機関の協議体制の整備などが必要である。また、各基盤機関と総合研究大学院大学の教育の推進に向け、育成する人材モデルについて中期目標・中期計画等において明示化するなど、連携を確保する方策について検討を進めるべきである。そのほか、研究者の育成に当たっての研究マネジメントの教育について、大学共同利用機関が実施してきた学術研究の大型プロジェクトの実績やノウハウを生かし、その教育の充実に向け、基盤機関との一層の連携強化に向けた体制整備を図ることが重要である。

²² 一部では全国の大学院学生を対象に大学院学生の所属する大学院研究科からの委託を受けて、一定期間特定の研究課題に関して研究指導を行う「特別共同利用研究員制度」や、連携大学院による学生受入れも行われている。

参 考 資 料

- 共同利用・共同研究体制の強化に向けて（審議のまとめ）概要・・・29

- 参考データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

- 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会の審議経過・・・112

- 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会委員名簿・・・114

共同利用・共同研究体制の強化に向けて(審議のまとめ)【概要】

(平成27年1月28日 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会)

はじめに ～なぜ今、「共同利用・共同研究体制」の改革なのか～

- 共同利用・共同研究体制は、大学共同利用機関と、国公私立大学に置かれる附置研究所等に端を発する共同利用・共同研究拠点(以下、「拠点」という。)を中心に構成。個々の大学の枠を越え、全国の研究者の知を結集し、効率的・効果的な先端研究を展開してきた、我が国の学術研究の中核的システム。
- 今般の国立大学改革の流れにおいて、各国立大学の機能強化の視点が重視されているが、共同利用・共同研究などの大学の枠を越えた取組や、その取組を通じた大学の機能強化という視点も重視することが必要。
- 共同利用・共同研究体制全般を俯瞰し、その強み・特色・社会的役割を含む今後のあるべき姿を探り、大学共同利用機関法人、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点(以下、「各機関等」という。)の改革に向けた体制の見直しと、その重要性等について、大学の執行部が理解し支えていく姿勢が必要。
- 本報告では、今後10年程度を見通した共同利用・共同研究体制の在り方と今後の施策の方向性をとりまとめ。

1. 共同利用・共同研究体制によるこれまでの成果

・我が国における学術研究のナショナルセンター・ハブ的機能

- 大学共同利用機関は、人文学・社会科学から自然科学まで、幅広い学問領域をカバーし、当該分野におけるナショナルセンターとしての位置を占める。拠点は広い分野を網羅し、全国に分布し、各地域の多様な研究シーズの発掘・形成に貢献。双方とも、当該分野における国際的な頭脳循環ハブとして機能。

・学術研究水準の維持・向上

- 大学共同利用機関、拠点、いずれも論文数の状況などから高い研究水準を維持。その研究成果は大学の研究機能全体の強化に貢献。また、拠点においては、属する大学の強み・特色を研究面で強化。

・学術研究のボトムアップ型研究体制の構築への貢献

- 学術コミュニティと連携した運営体制の確保が図られ、当該コミュニティの活性化、コミュニティを基盤とした我が国のボトムアップ型研究体制の構築に貢献。

・学術研究の大型プロジェクトの推進

- 国際的な競争と協調の中で我が国がリーダーシップを発揮し、世界に貢献。またプロジェクト推進を通じて、共同利用・共同研究体制構築の気運が醸成されるほか、国民・社会の学術研究に対する関心を惹起。

2. 共同利用・共同研究体制の意義・ミッション、役割について

(1) 現代の学術研究とこれからの共同利用・共同研究体制

- 共同利用・共同研究は、学術研究の本旨の実現と一体のもの。共同利用・共同研究体制においては、現代の学術研究に求められる方向性や役割と調和を図りながら、学術研究自体のもつ可能性を広げ、社会課題解決に向けた価値の創出が強化されるよう、あるべき姿の模索が必要。

(2) 共同利用・共同研究体制の意義・ミッションについて

- 個々の大学の枠を越え、装置や資料を共同利用しつつ、最先端の学術研究を研究者の知を結集して共同で推進することで、分野や研究者コミュニティの統合、深化によって学術研究の推進を促すもの。そして、研究者コミュニティ全体及び大学、社会に対して様々に貢献。

(3) 共同利用・共同研究体制における各機関等の役割について

- 大学共同利用機関：全国で複数確保することが困難な大規模装置や貴重資料などの学術研究基盤についての共同利用を利用者である研究者とともに、持続的・発展的に推進。基本的に当該分野において全国に1カ所の研究機関。
- 拠点：大学共同利用機関よりも専門的な分野・領域を主たる対象とし、当該地域又は全国規模の共同利用・共同研究のハブとして機能。研究分野の裾野拡大に貢献するほか、当該大学の強み・特色、機能強化に貢献。
- 大学共同利用機関法人(各機構)：大学共同利用機関と比して、分野を越えた大きな領域を対象として、共同利用・共同研究体制の推進、異分野融合・新分野創成の戦略的推進等について存立意義。

3. 共同利用・共同研究体制の現況と直面する課題

・強み・特色が見えにくくなっていないか

- 共同利用・共同研究体制を支える機関としてのミッションや戦略性が必ずしも十分には理解されておらず、一部の各機関等においては共同利用・共同研究体制としての強み・特色が見えにくくなっていないか。

・大学改革の流れの中で意義が十分評価されているか

- 個々の大学の機能強化を目指すダイナミックな国立大学改革の中で、大学の枠を越えた取組の意義が十分評価されない場合があるのではないかと。また、機能強化の取組に拠点の取組を位置付けている大学は一部にとどまっている現状にあり、大学執行部において、その意義が十分に理解されているとは言い難い。

・他分野との連携及び組織的流動性は十分か

- 共同利用・共同研究体制は、学術の動向を踏まえた柔軟な運営・組織体制が指向されるものであり、異分野融合などの意義を十全に果たすためにも、他分野との連携・協力体制の構築に特に留意することが重要。
- 研究者コミュニティの意向を受けて分野に応じて形成される各機関等は、形成されると固定化する傾向が強く、学術研究の動向を踏まえた柔軟な組織体制を模索するような動きは、機関内部、機構内部、又は一部の大学内部にとどまっておき、組織的流動性の確保に課題がある。

4. 具体的な取組の方向性

- こうした現況と課題を改善するため、時間的フェーズ(短期・中期)ごとに、各ステークホルダーによる迅速な取組が必要。短期的には、①各機関等による自己改革(「点」の改革)を図った上で、②その自己改革を加速し、各機関等の連携を強化・ネットワーク化し、個々の取組にとどまらない横断的取組(「面」の改革)に広げ、さらに中期的に③共同利用・共同研究体制の構造的課題を解決する抜本的改革(「立体」の改革)を推進する。

(1) 共同利用・共同研究体制を構成する各機関等における改革・機能強化の推進

- 各機関等の機能強化に当たっては、①IR(インスティテューショナル・リサーチ)機能の強化、②トップマネジメントの強化、③各機関等が保有する資源の積極的活用、④共同利用・共同研究体制の情報発信力の強化、⑤公正な研究活動の推進とリスクマネジメントの強化、に自ら取り組む。これらの取組は、各機関等の発意と自主性に基づいて行われることが重要。その中で、各機関等の意義やミッションの確認、大学共同利用機関法人においては、全体での意義やミッションの総括を行う。

(2) 各機関等の自己改革・機能強化を促進するための基盤整備

- 強み・特色を強化するためには、自己改革が各機関等の個々の取組にとどまらず、体制全般で横断的に取り組むことが必要。
- 各機関等が、自己改革の取組の際、留意すべき共通の方向性として、①マネジメント、広報、知財管理、IR機能等に係る、機関を越えた一元的組織の構築、②各機関等の枠を越えた連携による異分野融合・新分野創成のための組織の設置、③大学共同利用機関と拠点の連携促進、④国際的頭脳循環ハブとしての機能強化を指摘。
- 各機関等においては、人事制度改革として、共同利用・共同研究体制を構成する人事制度をオープンかつ各機関等の実態に適合化した形で、中期目標・中期計画に設定するなど、自らルール化を検討。
- 共同利用・共同研究体制の特質を踏まえた評価軸を確立し、共同利用・共同研究体制を発展させる多様な観点からの財政支援を実施。

(3) 共同利用・共同研究体制の構造的課題を解決するための抜本的改革

- 中期的課題として、共同利用・共同研究体制そのものの柔軟性・流動性を高める組織再編等の改革を行いつつ、他分野等との連携、学術研究の大型プロジェクトの推進等、課題を改善する改革を推進。
- 各機関等において、組織の在り方を平成27年度末までに自主的に検討。大学共同利用機関として備えるべき条件や基準、大学の附置研究所等を大学共同利用機関化する等の柔軟で新しい仕組みを検討。なお、検討に当たっては、各分野の研究動向を踏まえながら「スクラップ・アンド・ビルド」も視野に入れる。
- マスタープランとロードマップの連携の担保、プロジェクト支援年限の確定及び進捗管理の厳格化。
- 大学と共同利用・共同研究体制の機能強化による好循環の実現のため、大学共同利用機関と拠点等の連携組織の設置、共同利用・共同研究で得られた成果の可視化と成果発信のルール化等を推進。

参考データ目次

○共同利用・共同研究体制について

・ 国立大学法人等の構成	3 3
・ 国立大学等における共同利用・共同研究体制	3 4
・ 大学共同利用機関法人について	3 5
・ 大学共同利用機関について①	3 6
・ 大学共同利用機関について②	3 7
・ 大学共同利用機関の構成	3 8
・ 大学共同利用機関法人人間文化研究機構	3 9
・ 大学共同利用機関法人自然科学研究機構	4 0
・ 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	4 1
・ 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	4 2
・ 共同利用機関の創設経緯	4 3
・ 各大学共同利用機関法人経営協議会委員	4 4
・ 各大学共同利用機関法人経営協議会規程等	4 5
・ 各大学共同利用機関法人教育研究評議会委員	4 6
・ 国立大学法人の附置研究所・研究センター等	4 7
・ 国公私立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度について	4 8
・ 共同利用・共同研究拠点の運営体制～運営体制の在り方～	4 9
・ 共同利用・共同研究拠点数の推移	5 0
・ 共同利用・共同研究拠点の整備状況①	5 1
・ 共同利用・共同研究拠点の整備状況②	5 2
・ 共同利用・共同研究拠点の一覧（平成26年4月1日現在）	5 3
・ 国立大学における共同利用・共同研究拠点の現状と今後	5 4
・ 国立大学における共同利用・共同研究拠点の評価	5 5
・ 共同利用・共同研究拠点の公募・採択状況について	5 6
・ 大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点の研究施設の比較	5 7

○現在の大学や学術研究を取り巻く環境について

・ 国立大学改革プラン（概要）	5 8
・ 改革加速期間中（平成25～27年度）の国立大学の機能強化の取組	5 9
・ 大学共同利用機関法人におけるミッションの再定義	6 0
・ 国立大学におけるミッションの再定義（共同利用・共同研究拠点関連の例）	6 1

○共同利用・共同研究体制によるこれまでの成果について

・ 大学共同利用機関における論文数について①	6 2
・ 大学共同利用機関における論文数について②	6 3
・ 共同利用・共同研究拠点における論文数について	6 4
・ 国際的頭脳循環ハブ形成の状況について	6 5
・ 大学共同利用機関が行う共同利用・共同研究の状況	6 6
・ 大学共同利用機関における共同研究の実施状況	6 7
・ 大学共同利用機関における受託研究費及び民間等との共同研究費の推移について	6 8
・ 共同利用・共同研究拠点における受託研究費及び民間等との共同研究費の推移について	6 9

○大学のマネジメントに係る取組について

・ 知的財産管理及びIR強化の実施体制	7 0
・ 大学共同利用機関における特許の出願・取得状況	7 1
・ 広報活動の状況について①	7 2
・ 広報活動の状況について②	7 3

参考データ目次

・ 広報活動の取組例①	74
・ 広報活動の取組例②	75
・ 大学共同利用機関における任期制の導入況	76
・ 共同利用・共同研究体制における人材流動性の促進に係る取組状況	77
・ 大学共同利用機関における研究者の流動状況	78
・ 大学共同利用機関における人材育成のハブ機能と人材流動性(分子科学研究所の例)	79
・ クロスアポイントメント制度について	80
・ クロスアポイントメント制度の実施例(大阪大学)	81
・ 共同利用・共同研究拠点における人材の流動性と人材育成	82
・ テニユアトラック制の導入状況	83
・ 教員の雇用形態について(人間文化研究機構)	84
・ 教員の雇用形態について(自然科学研究機構)	85
・ 教員の雇用形態について(高エネルギー加速器研究機構)	86
・ 教員の雇用形態について(情報・システム研究機構)	87
・ 外国人・女性研究者の受入状況(非常勤の研究教育職員を含む)	88
・ 男女共同参画について	89
・ 共同利用・共同研究拠点及び大学共同利用機関の様々な取組例(人材関係)	90

○共同利用機関、共同利用・共同研究拠点の連携について

・ 大学共同利用機関における機構を越えた連携について	91
・ 国立大学全体を俯瞰する仕組みによる研究力の向上	92
・ 共同利用・共同研究拠点及び大学共同利用機関の様々な取組例(研究関係)	93

○学術研究の大型プロジェクトについて

・ 大規模学術フロンティア促進事業の推進状況について	94
・ 学術研究の大型プロジェクトの整備状況	95
・ 学術研究の大型プロジェクトの評価一覧①	96
・ 学術研究の大型プロジェクトの評価一覧②	97
・ 国立大学法人運営費交付金予算額の推移	98
・ 大規模学術フロンティア促進事業予算額の推移	99

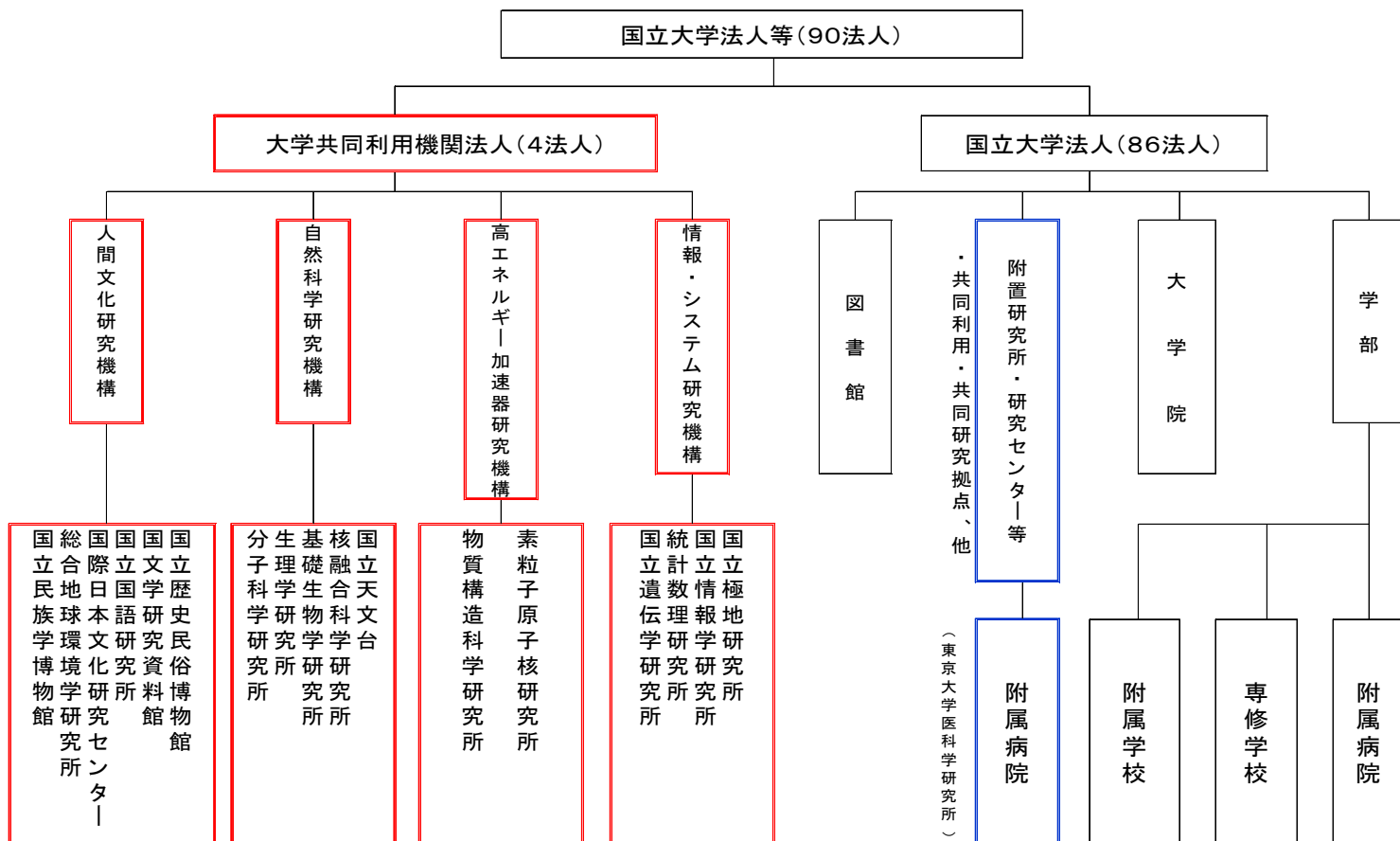
○大学院教育への協力について

・ 総合研究大学院大学の教育研究組織(平成26年度)	100
・ 総合研究大学院大学在学学生数・留学生数	101
・ 大学共同利用機関における人材育成に関する取組(総合研究大学院大学への協力)	102
・ 大学共同利用機関における人材育成に関する取組(大学院教育(総研大以外)への協力)	103
・ 大学共同利用機関における人材育成に関する特色ある取組例	104
・ 大学共同利用機関等における大学院教育について	105
・ 大学共同利用機関における連携大学院の実施状況①	106
・ 大学共同利用機関における連携大学院の実施状況②	107

○その他の参考資料について

・ 世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)	108
・ ナノテクノロジープラットフォーム	109
・ 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移(平成元年度以降)	110
・ 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について	111

国立大学法人等の構成

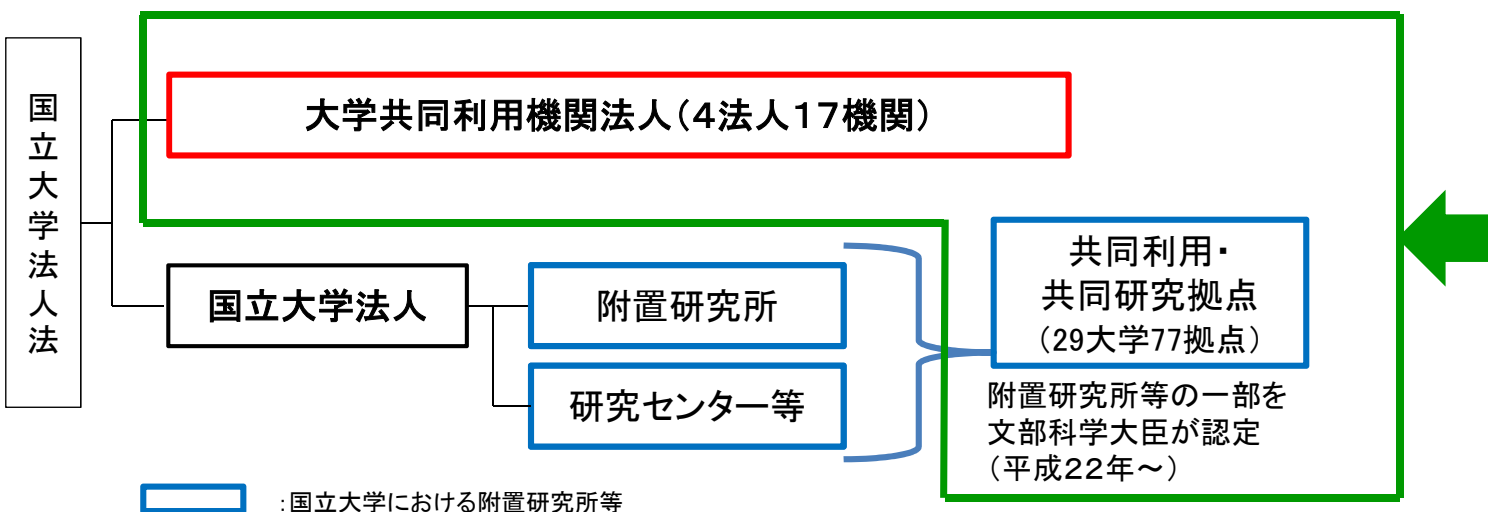


国立大学等における共同利用・共同研究体制

共同利用・共同研究体制

個々の大学では整備できない大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等の提供(共同利用)、さらには国内外の大学の枠を越えた共同研究を促進するシステム

国立大学法人運営費交付金により支援



- 共同利用・共同研究体制により個々の大学の枠を越えた研究力の強化を図っている。
- 共同利用・共同研究体制のもとで推進する大学共同利用機関法人等による大型プロジェクトについても運営費交付金で支援している。

大学共同利用機関法人について

大学共同利用機関法人とは

我が国の学術研究の向上と均衡ある発展を図るため、大学共同利用機関を設置することを目的として、**国立大学法人法に基づき、設置される法人**

(国立大学法人法第1条)

<参考>国立大学法人法(抜粋)

(定義)

第2条第3項 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

第2条第4項 この法律において「大学共同利用機関」とは、…大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

組織運営等

(基本的に国立大学法人と同じ)

○機構長の任命

・機構長は、「機構長選考会議」の選考に基づき文部科学大臣が任命

○中期目標

・中期目標は、文部科学大臣が、あらかじめ各機構(法人)の意見を聴き、その意見に配慮して定める
・中期目標期間は6年

○評価

・「国立大学法人評価委員会」が各法人の自己点検・評価に基づき、各法人ごとに定められた中期目標の達成状況について調査・分析を行い、法人の業務全体の総合的評価を実施
・このうち、中期目標期間の教育研究の状況の評価については、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重

○運営組織

≪役員会≫

・構成員：機構長、理事(機構外者含む)
・役割：教学・経営の両面の重要事項を議決

≪経営協議会≫

・構成員：機構内代表者と機構外有識者(半数以上)
・役割：経営に関する重要事項を審議

≪教育研究評議会≫

・構成員：教育研究に関する機構内代表者と機構外有識者(機構のみ)
・役割：教育研究に関する重要事項を審議

○研究に対する国の関与

・真理の探究を目指し、未知の領域を開拓するという性格上、個々の研究者の自主的な発意に負うところが大きく、研究者の発意に先立ち、国が予め目標を設定する手法は不適切であることから、研究者の自主性、自発性を尊重している

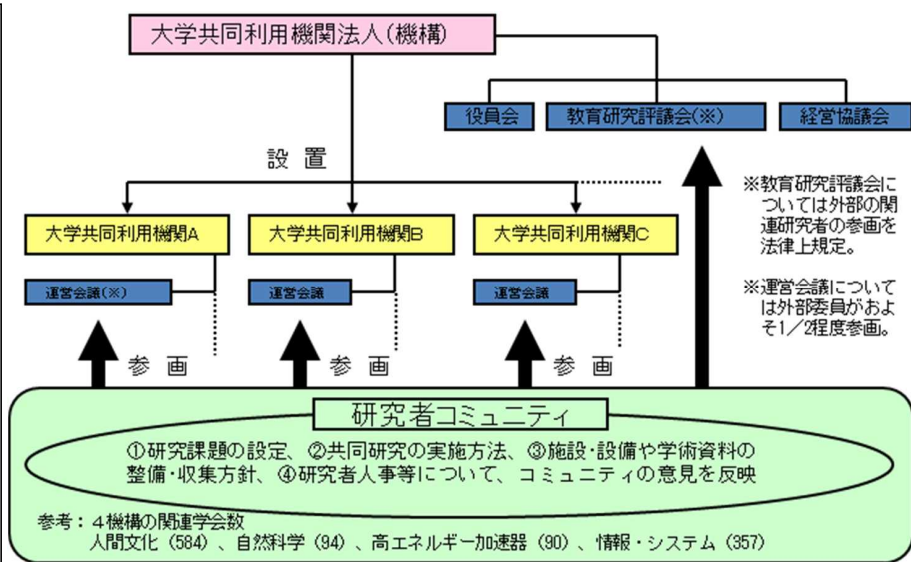
大学共同利用機関について①

基本的な位置付け

- 個々の大学に属さない「**大学の共同利用の研究所**」(国立大学法人法により設置された大学と等質の学術研究機関)。
- 個々の大学では整備できない**大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等を、全国の大学の研究者に提供する**我が国の学術研究の中核的システム。
- 各分野の研究者コミュニティの強い要望により、国立大学の研究所の改組等により設置された経緯。
- 平成16年の法人化で、異なる研究者コミュニティに支えられた複数の機関が機構を構成したことにより、新たな学問領域の創成を企図。

組織的特性

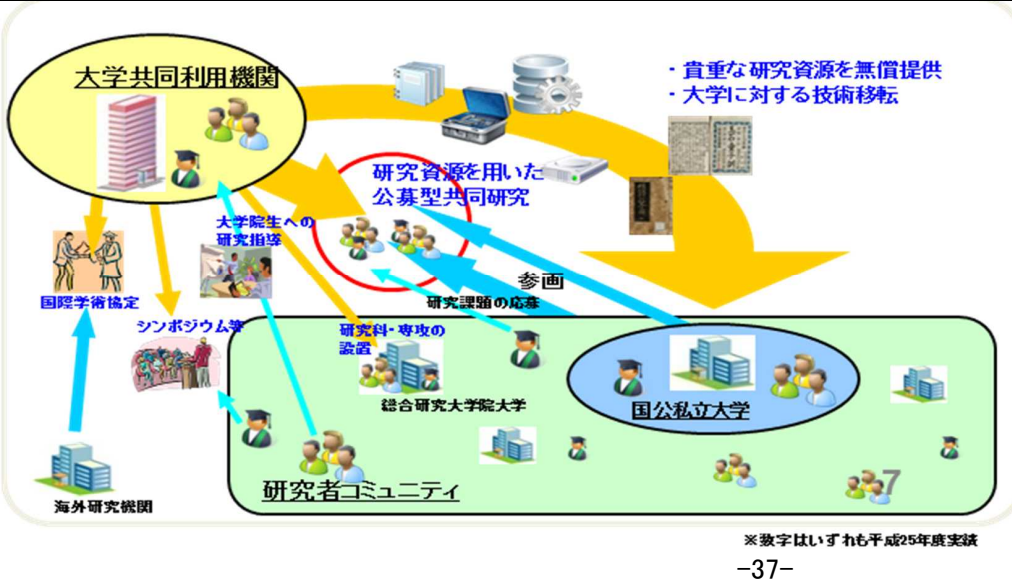
- 関連分野の外部研究者が半数程度である運営会議が、人事も含めた運営全般に関与
- 常に「研究者コミュニティ全体にとって最適な研究所」であることを求められる存在(自発的改革がビルトインされた組織)
- 共同研究を行うに相応しい、流動的な教員組織(大規模な客員教員・研究員枠、准教授までは任期制、内部昇格禁止等)



大学共同利用機関について②

具体的取組内容

- ①大規模な施設・設備や大量の学術情報・データ等の貴重な研究資源を全国の大学の研究者に無償で提供。
- ②研究課題を公募し、全国の研究者の英知を結集した共同研究を実施。
- ③全国の大学に対する技術移転(装置開発支援、実験技術研修の開催)。
- ④狭い専門分野に陥りがちな研究者に交流の場を提供(シンポジウム等)。
- ⑤当該分野のCOEとして、国際学術協定等により世界への窓口として機能。
- ⑥優れた研究環境を提供し、大学院教育に貢献。
(大学院生の研究指導を受託、総合研究大学院大学の専攻を設置。)



施設・設備、学術資料等の例

- 電子・陽電子衝突型加速器
(Bファクトリー)
【高エネルギー加速器
研究機構】

- 大型光学赤外線望遠鏡
「すばる」
【自然科学研究機構国
立天文台】

- 大型ヘリカル装置
(LHD)
【自然科学研究機構核
融合科学研究所】

- 日本DNAデータバンク
(DDBJ)
【情報・システム研究
機構国立遺伝学研究
所】

- 文献資料 調査・収集件数
マイクロフィルム: 47,988リール
紙焼写真: 75,122冊
史料: 478件(約50万点)
写本・版本: 52,052冊
【人間文化研究機構国文学研究資料館】

大学共同利用機関の構成

①人間文化研究機構 (機構長:立本 成文)

機関名	研究目的	所在地
国立歴史民俗博物館	我が国の歴史資料、考古資料及び民俗資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに歴史学、考古学及び民俗学に関する調査研究	千葉県佐倉市
国文学研究資料館	国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存	東京都立川市
国立国語研究所	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査研究並びにこれに基づく資料の作成及び公表	東京都立川市
国際日本文化研究センター	日本文化に関する国際的及び学際的な総合研究並びに世界の日本研究者に対する研究協力	京都府京都市
総合地球環境学研究所	地球環境学に関する総合研究	京都府京都市
国立民族学博物館	世界の諸民族に関する資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに民族学に関する調査研究	大阪府吹田市

②自然科学研究機構 (機構長:佐藤 勝彦)

機関名	研究目的	所在地
国立天文台	天文学及びこれに関連する分野の研究、天象観測並びに曆書編製、中央標準時の決定及び現示並びに時計の検定に関する事務	東京都三鷹市
核融合科学研究所	核融合科学に関する総合研究	岐阜県土岐市
基礎生物学研究所	基礎生物学に関する総合研究	愛知県岡崎市
生理学研究所	生理学に関する総合研究	
分子科学研究所	分子の構造、機能等に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究	

③高エネルギー加速器研究機構 (機構長:鈴木 厚人)

機関名	研究目的	所在地
素粒子原子核研究所	高エネルギー加速器による素粒子及び原子核に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究	茨城県つくば市
物質構造科学研究所	高エネルギー加速器による物質の構造及び機能に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究	

④情報・システム研究機構 (機構長:北川 源四郎)

機関名	研究目的	所在地
国立極地研究所	極地に関する科学の総合研究及び極地観測	東京都立川市
国立情報学研究所	情報学に関する総合研究並びに学術情報の流通のための先端的な基盤の開発及び整備	東京都千代田区
統計数理研究所	統計に関する数理及びその応用の研究	東京都立川市
国立遺伝学研究所	遺伝学に関する総合研究	静岡県三島市

※高エネルギー加速器研究機構については、2研究所の他、大学共同利用機関と同等な重要組織として、加速器研究施設及び共通基盤研究施設を設置することを業務方法書に記載している。

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

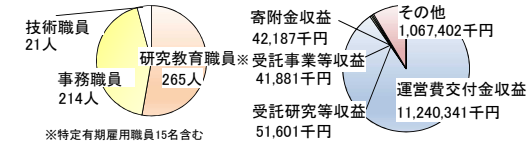
概要

目的
人間文化に関する総合的研究と世界的拠点の形成

所在地
東京都港区

設置
H16.4.1

職員数 (H26.5.1現在)



共同研究者の受入れ状況

	計	国立大学	大学共同利用機関	公立大学	私立大学	公的機関	民間機関	外国機関	その他
研究者(人)	3,614	1,219	190	152	1,043	235	97	574	104
機関数	869	72	11	44	225	133	78	288	18

公募型共同研究実施件数

22件(新規分)、42件(継続分)

関連学会数

584件(うち、67学会に役員在籍者)

締結している学術交流協定

91件(うち、機構が締結している学術交流協定: 8件)

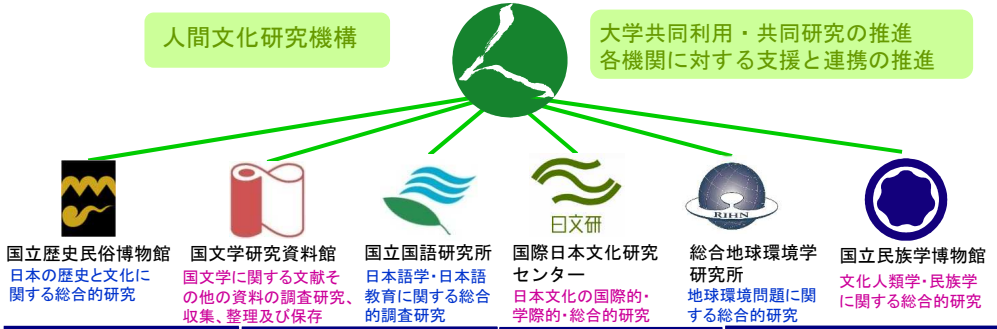
・英国芸術・人文リサーチカウンシル、フランス高等研究所 等

※注釈がない限り数値は平成25年度実績

人間文化研究機構の理念

人間文化研究機構は、人文学ないしは人間サイドの視角を軸とする6つの大学共同利用機関で構成されている。人文学の研究は、個々の研究者の個人の発想による深い思索と、その結果もたらされる多様な知的成果の統合を不可欠とするが、大学共同利用機関はそれぞれの分野におけるCOEとして資料を収集し、共同利用に供すとともに、議論の場となる共同研究プロジェクトを運営し、統合の方向性への場を提供する。

研究者コミュニティの中核拠点としての機構の活動



連携研究

各機関が培ってきた研究基盤と成果を有機的に結合させ、さらに高次元なものに発展させる研究を実施。

- ・アジアにおける自然と文化の重層的関係の歴史的解明
- ・人間文化資源の総合的研究
- ・大規模災害と人間文化研究

研究資源の共有化

- ・統合検索システム(通称 nihu INT)
各機関が所有するデータベースの一括検索が可能なシステム。国立国会図書館『NDL Search』とも連携を図り、双方で横断検索が可能。
- ・GT-Map/GT-Timeシステム
時間と空間の指標を利用した分析システム。

地域研究

- わが国にとって学術的、社会的に重要な意義を有する地域について、関係大学・機関と研究拠点を共同設置し、拠点間のネットワークを構築して、研究を実施。
- ・イスラーム地域研究
- ・現代中国地域研究
- ・現代インド地域研究
- ・イスラーム地域研究と現代インド地域研究による連携研究「南アジアとイスラーム」

日本関連在外資料調査研究

- 日本文化の世界史的意義を明らかにするため、国内外の大学・研究機関及び博物館等と共同して、欧米・アジア諸国所在の日本関連資料の調査分析、保存活用、公開を中心とする国際共同研究を実施。
- ・シーボルト父子関係資料をはじめとする前近代(19世紀)に日本で収集された資料についての基本的調査研究
- ・近現代における日本人移民とその環境に関する在外資料の調査と研究
- ・パチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書の保存・公開に関する調査・研究

今後の展望

6つの研究機関の研究活動と連携を促進し、人間文化研究の深化と、新たな領域の創出・展開に取組む文化の統合的学術研究の世界的拠点として、社会に広く貢献することを目指す。

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構

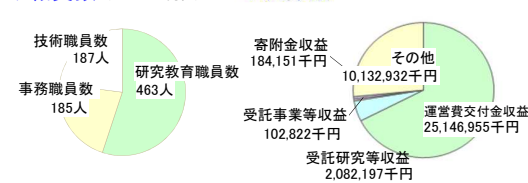
概要

目的
天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学に関する研究の推進

所在地
東京都港区

設置
H16.4.1

職員数 (H26.5.1現在)



共同研究者の受入れ状況

	計	国立大学等	公立大学	私立大学	公的機関	民間機関	外国機関	その他
研究者(人)	7,451	4,448	261	792	495	86	1,366	3
機関数	547	87	24	114	74	52	194	2

公募型共同研究実施件数

1,530件(新規)、444件(継続)

関連学会数

94件(うち、36学会に役員在籍者)

締結している学術交流協定

78件(うち、機構が締結している学術交流協定: 7件)

・欧州分子生物学研究所 等

※注釈がない限り数値は平成25年度実績

自然科学研究機構の理念

自然科学研究機構は、宇宙、物質、エネルギー、生命など広範な自然科学の探求を担った大学共同利用機関法人である。国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所、分子科学研究所の5研究機関から構成され、全国の国公立大学等の研究者とともに、分野を越えて重要な課題の先導的研究の推進に取り組んでいる。また、未来の学問分野を切り拓いていく研究者コミュニティの中核拠点として、自然への理解を一層深め、豊かで持続的な人類社会構築への貢献を目指す。

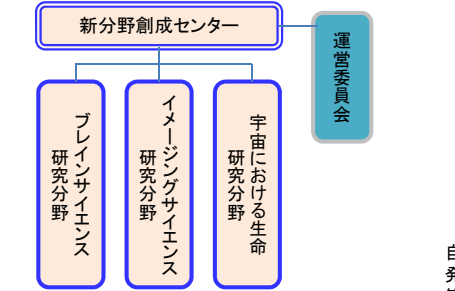
研究者コミュニティの中核拠点としての機構の活動

○自然科学の国際的学術拠点としての活動

我が国を代表する自然科学の国際的学術拠点として、海外の大学や研究機関とも国際共同研究や国際共同事業を実施。機構長のリーダーシップの下、諸外国の研究機関と積極的な研究者交流を行い、今後さらに機構として米国・欧州や東アジアの大学・研究機関との国際的な共同研究の拡大を計画。

○新しい学問分野の創成

科学の急速な進展に伴って、自然科学諸分野の境界は流動的となり、学問の総合化と新たな分野の創成が重要となっているため、機構に設置した新分野創成センターでは、日本の脳科学研究推進のための中核として、ブレイン・サイエンス・ネットワークの構築を進める「ブレインサイエンス研究分野」と自然現象の4次元可視化手法などの開発を目指す「イメージングサイエンス研究分野」を置き、新しい学問分野「ブレインサイエンス」及び「イメージングサイエンス」の創成を図っている。さらに、平成25年4月から機構長の強いリーダーシップの下、新たな研究分野「宇宙における生命研究分野」を立ち上げ、天文学からエネルギー、生命、分子科学まで幅広い分野を網羅する自然科学研究機構の特長を活かし、新たな学際的研究分野「宇宙における生命(アストロバイオロジー)」の創成を目指す。



新分野創成センターの概要図



自然科学の様々な分野の研究者が集い自然科学の現状と将来の発展について様々な観点で議論し、自然科学の将来に向けた方策を探り提案することを目的としてNINS Colloquiumを開催

今後の展望

分野間の垣根を越えた先端的な新領域を開拓することにより、21世紀の新しい学問を創造し、社会への貢献を推進する。

大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構

概要



目的
高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るための研究

所在地
茨城県つくば市

設置
H16.4.1

職員数 (H26.5.1現在) ◆ **決算額**



共同研究者の受入れ状況

	計	国立大学等	公立大学	私立大学	公的機関	民間機関	外国機関	その他
研究者(人)	4,573	2,110	175	416	297	346	1,229	0
機関数	475	58	16	62	20	96	223	0

公募型共同研究実施件数

457件(新規) 537件(継続)

関連学会数

90学会(うち、4学会に役員在籍)

締結している学術交流協定

104件(うち、機構が締結している学術交流協定: 34件)

・フェルミ国立加速器研究所、CERN(欧州合同原子核研究機関)等

※注釈がない限り数値は平成25年度実績

高エネルギー加速器研究機構(KEK)の理念

最先端の大型加速器を用いて、宇宙の起源・物質の根源・生命の根源を探究する(加速器科学)ため、機構の研究所・研究施設・センターが一体となって、国内外の大学・研究機関の研究者に最先端研究の場を提供するとともに、国内、国際共同研究を推進し、世界の加速器科学を牽引する。

研究者コミュニティの中核拠点としての機構の活動

加速器科学を推進する世界の三極の一つとして、新たな知のフロンティアとなる最先端実験プロジェクトを強力に推進するとともに、更なる加速器科学の発展のため、国内外の大学・研究機関との連携強化を実施。

KEKは欧米とともに世界の加速器科学の三大拠点



KEK(高エネルギー加速器研究機構)



<素粒子・原子核物理学>

- ・Bファクトリー実験の推進
- ・ニュートリノ実験の推進
- ・ハドロン実験の推進

28ヶ国・地域、約1,550人の研究者が各実験に参画(うち外国人約1,010人)

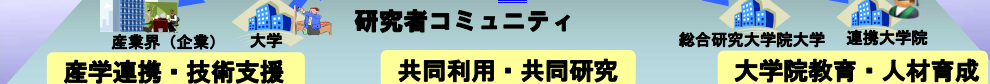
◆加速器科学連携協力事業

- ・欧、米、アジアとの共同研究の推進、連携強化
- ・国内大学等における加速器科学の研究教育活動の支援 など

<物質・構造科学>

- ・放射光実験の推進
- ・中性子実験の推進
- ・ミュオン実験の推進

年間ユーザー数: 21ヶ国・地域 約3,250人(うち外国人 約500人)



今後の展望

研究の進展と研究者コミュニティの動向を踏まえた研究計画を推進するとともに、大学、研究機関等との教育研究に関する連携協力や最先端技術を活用したイノベーション推進を図る。

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

概要

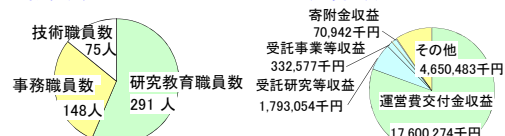


目的
情報に関する科学の総合研究並びに当該研究を活用した自然及び社会における諸現象等の体系的な解明に関する研究

所在地
東京都港区

設置
H16.4.1

職員数 (H26.5.1現在) ◆ **決算額**



共同研究者の受入れ状況

	計	国立大学	大学共同利用機関	公立大学	私立大学	公的機関	民間機関	外国機関	その他
研究者(人)	2,968	1,595	72	110	558	351	99	166	17
機関数	534	76	14	27	132	87	76	117	5

公募型共同研究実施件数

353件(新規) 182件(継続)

関連学会数

357学会(うち、38学会に役員在籍)

締結している学術交流協定

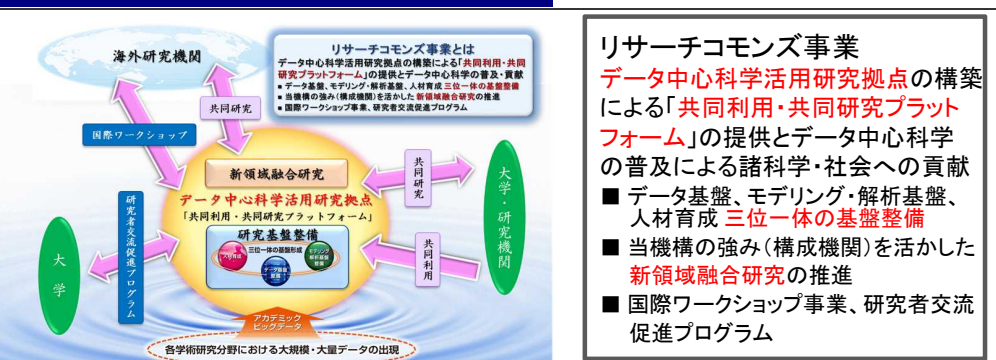
129件(うち、機構が締結している学術交流協定: 1件)

※注釈がない限り数値は平成25年度実績

情報・システム研究機構の理念

全国の大学等の研究者コミュニティと連携して、極域科学、情報学、統計数理、遺伝学についての国際水準の総合研究を推進する中核的研究機関を設置するとともに、現代社会が直面する複雑な現象に関する問題を「情報とシステム」という視点から捉え直すことによって、分野の枠を越えて融合的な研究を行うことを目指す。この目的を達成するために、中央に融合的な研究を推進するためのセンターを設置し、「情報とシステム」の観点から新たな研究パラダイムの構築と新分野の開拓を行う。また、学術研究に関わる国内外の大学等の研究機関に対して、研究の機動的効果的展開を支援するための情報基盤を提供することにより、わが国の研究レベルの高度化に貢献する。

研究者コミュニティの中核拠点としての機構の活動



新領域融合研究センター

従来の研究分野の枠を越えた連携協力の可能性と有効性が期待される機構内の4研究所を組み合わせることで、「新分野の創造を目指す」という機構の基本的な方針の実現のため、機構発足と同時に機構本部に設置。平成25年度からは、データ中心科学リサーチコモンズ事業の推進に伴う改組により、緊迫する地球環境、食料、人間・社会、自然災害等の複雑システムを見据え、「地球環境システム」「生命システム」「社会コミュニケーション」「システムズ・レジリエンス」の4つの新領域融合プロジェクトを推進。

リサーチコモンズ事業

データ中心科学活用研究拠点の構築による「共同利用・共同研究プラットフォーム」の提供とデータ中心科学の普及による諸科学・社会への貢献

- データ基盤、モデリング・解析基盤、人材育成三位一体の基盤整備
- 当機構の強み(構成機関)を活かした新領域融合研究の推進
- 国際ワークショップ事業、研究者交流促進プログラム

ライフサイエンス統合データベースセンター

ライフサイエンス分野の発展のため、当該分野における膨大な情報やデータベース(DB)へのアクセスとそれらの利便性向上を図ることを目的とした日本の統合DB事業の中核として平成19年4月に設立。当初計画のDBポータル、横断検索、アーカイブは達成し、現在は、より高度なDB統合を目指し、分散連携型のDB統合化を実現するための基盤技術開発やゲノム情報等の大規模データ利用技術開発を中心に、DB自習教材や日本語コンテンツの作製も含め推進。

今後の展望

各大学共同利用機関の研究領域に関する総合研究を国際水準で実施するとともに、機構の総力をあげてリサーチコモンズ事業を推進し、データに基づく知識創造のための科学的方法論としてのデータ中心科学(第4の科学)の確立と国際拠点形成を目指す。

大学共同利用機関の創設経緯

機関名	創設	設置目的	創設経緯等	日本学術会議勧告
高エネルギー物理学研究所 ※平9.4 高エネルギー加速器研究機構に廃止・転換	昭46.4	高エネルギー陽子加速器による素粒子に関する実験的研究及びこれに関連する研究	昭37.5 日本学術会議勧告 昭44.8 学術審議会答申 昭45.7 日本学術会議申入れ 昭41.12 日本学術会議勧告 昭45.9 学術審議会答申 昭47.5 史料館を改組	昭37
国文学研究資料館 (昭26.5 史料館(文部省付属施設))	昭47.5	国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存	昭41.12 日本学術会議勧告 昭45.9 学術審議会答申 昭47.5 史料館を改組	昭41
国立極地研究所 (昭45.4 極地研究センター(国立科学博物館))	昭48.9	極地に関する科学の総合研究及び極地観測	昭36.5 日本学術会議勧告 昭36.5 日本学術会議申入れ 昭48.9 国立学術情報センター設立	昭36
国立民族学博物館	昭49.6	世界の諸民族に関する資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに民族学に関する調査研究	昭40.5 日本学術会議勧告 昭40.7 学術奨励審議会学術研究体制分科会報告	昭40
分子科学研究所	昭50.4	分子の構造、機能等に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究	昭40.12 日本学術会議勧告 昭48.10 学術審議会報告 昭56.4 岡崎国立共同研究機構として再編成	昭40
基礎生物学研究所	昭52.5	基礎生物学に関する総合研究	昭41.5 日本学術会議勧告 昭48.10 学術審議会報告 昭52.5 生物科学総合研究機構 昭56.4 岡崎国立共同研究機構として再編成	昭41
生理学研究所	昭52.5	生理学に関する総合研究	昭42.11 日本学術会議勧告 昭48.10 学術審議会報告 昭52.5 生物科学総合研究機構 昭56.4 岡崎国立共同研究機構として再編成	昭42
国立歴史民俗博物館	昭56.4	我が国の歴史資料、考古資料及び民俗資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに歴史学、考古学及び民俗学に関する調査研究	昭41.11 明治百年記念準備会議(総理府)開催報告 昭55.6 学術審議会了解	—
国立遺伝学研究所 (昭24.6 国立遺伝学研究所(所轄研究所))	昭59.4	遺伝学に関する総合研究	昭48.10 学術審議会答申 昭57.1 学術審議会審議まとめ 昭58.3 臨時行政調査会答申 昭58.5 閣議決定 昭59.2 学術審議会答申 昭59.4 所轄研究所から改組	—
統計数理研究所 (昭19.6 統計数理研究所(所轄研究所))	昭60.4	統計に関する数理及びその応用の研究	昭48.10 学術審議会答申 昭57.1 学術審議会審議まとめ 昭58.3 臨時行政調査会答申 昭58.5 閣議決定 昭59.2 学術審議会答申 昭59.4 所轄研究所から改組	—
学術情報センター (昭58.4 東大・文献情報センター) ※平12.4 国立情報学研究所に廃止・転換	昭61.4	学術情報の収集、整理及び提供並びに学術情報及び学術情報システムに関する総合的研究及び開発	昭48.10 学術審議会答申 昭49.11 日本学術会議勧告 昭52.11 日本学術会議勧告 昭55.1 学術審議会答申 昭55.11 日本学術会議勧告 昭61.4 東大文献情報センターを改組	昭49
国際日本文化研究センター	昭62.5	日本文化に関する国際的及び学際的な総合研究並びに世界の日本研究者に対する研究協力	昭60.7 学術審議会審議	—
国立天文台 (大9 緯度観測所(所轄研究所) 大10 東大・東京天文台)	昭63.7	天文学及びこれに関連する分野の研究、天象観測並びに暦書編纂、中央標準時の決定及び現示並びに時計の検定に関する事務	昭48.10 学術審議会答申 昭58.3 臨時行政調査会答申 昭59.2 学術審議会答申 昭63.7 東京大学東京天文台等を改組統合	—
核融合科学研究所 (昭36.4 名古屋大・プラズマ研究所)	平元.5	核融合科学に関する総合研究	昭61.2 学術審議会核融合部会報告	—
高エネルギー加速器研究機構 (昭46.4 高エネルギー物理学研究所)	平9.4	高エネルギー加速器による素粒子及び原子核に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究	平5.7 学術審議会とりまとめ 平9.4 高エネルギー物理学研究所、東京大学原子核研究所等を廃止・転換	—
素粒子原子核研究所	平9.4	高エネルギー加速器による素粒子及び原子核に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究	平9.4 高エネルギー物理学研究所、東京大学原子核研究所等を廃止・転換	—
物質構造科学研究所	平9.4	高エネルギー加速器による物質の構造及び機能に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究	平9.4 高エネルギー物理学研究所、東京大学原子核研究所等を廃止・転換	—
国立情報学研究所 (昭61.4 学術情報センター)	平12.4	情報学に関する総合研究並びに学術情報の流通のための先進的な基盤の開発及び整備	平9.5 日本学術会議勧告 平10.1 学術審議会報告 平12.4 学術審議会答申 平12.4 学術審議会答申	—
総合地球環境学研究所	平13.4	地球環境学に関する総合研究	平7.1 内閣府大規模防災計画 平7.4 学術審議会建議 昭21.9 国語審議会総会建議 昭23.4 閣議決定 平19.2 文化審議会答申 平19.12 独立行政法人整理合理化計画閣議決定 平20.7 科学技術・学術審議会学術分科会報告 平21.10 (株)国立国語研究所を解散・移管	—
国立国語研究所 (昭23.12 国立国語研究所(所轄研究所))	平21.10	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表	昭21.9 国語審議会総会建議 昭23.4 閣議決定 平19.2 文化審議会答申 平19.12 独立行政法人整理合理化計画閣議決定 平20.7 科学技術・学術審議会学術分科会報告 平21.10 (株)国立国語研究所を解散・移管	—

(平成26年4月1日現在) ※現在設置されている機関を対象に設置順に記載

各大学共同利用機関法人経営協議会委員

(平成26年4月1日現在)

(平成26年4月1日現在)

(平成26年6月12日現在)

(平成26年4月1日現在)

	人間文化研究機構	自然科学研究機構	高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構	
機構内委員	① 立本 成文 機構長	規3 佐藤 勝彦 機構長	① 鈴木 厚人 機構長	① 北川 源四郎 機構長	
	② 平川 南 理事	規2-1 飯澤 隆夫 理事・事務局長	② 野村 昌治 理事	② 白石 和行 理事	
	② 小長谷 有紀 理事	規2-1 親山 正見 理事	② 岡田 安弘 理事	② 樋口 知之 理事	
	② 榎原 雅治 理事	規2-1 岡田 清孝 理事	② 峠 暢一 理事	② 桂 勲 理事	
	② 今西 祐一郎 理事(兼)国文学研究資料館長	規2-2 林 正彦 国立天文台長・副機構長	② 山内 正則 素粒子原子核研究所長	② 郷 通子 理事	
	③ 久留島 浩 国立歴史民俗博物館長	規2-2 小森 彰夫 核融合科学研究所長・理事・副機構長	② 山田 和芳 物質構造科学研究所長	③ 喜連川 優 国立情報学研究所所長	
	③ 影山 太郎 国立国語研究所長	規2-2 井本 敬二 生理学研究所長・副機構長	② 生出 勝宣 加速器研究施設長	③ 本吉 洋一 国立極地研究所副所長	
	③ 小松 和彦 国際日本文化研究センター所長	規2-2 大峯 巖 分子科学研究所長・理事・副機構長	② 伴 秀一 共通基盤研究施設長	③ 本位田 真一 国立情報学研究所副所長	
	③ 安成 哲三 総合地球環境学研究所長		② 齊藤 直人 素粒子原子核研究所教授(J-PARCセンター 副センター長)	③ 田村 義保 統計数理研究所副所長	
	③ 須藤 健一 国立民族学博物館長		② 根本 光宏 管理局長	③ 倉田 のり 国立遺伝学研究所系統生物研究センター長	
⑤ 小池 良高 事務局長			③ 後藤 寛 事務局長		
外部委員	④ 稲盛 豊実 稲森財団専務理事	規3-1 有馬 朗人 武蔵学園長、元東京大学学長、元文部大臣	③ 潮田 資勝 物質・材料研究機構 理事長	④ 宇治 則孝 (株)NTT顧問	
	④ 岩男 壽美子 慶應義塾大学名誉教授	規3-1 國井 秀子 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授	③ 岡田 泰伸 総合研究大学院大学学長	④ 春日 文子 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長	
	④ 大原 謙一郎 大原美術館理事長	規3-2 齋藤 卓 豊田中央研究所 代表取締役所長	③ 小谷 元子 東北大学大学院理学研究科 教授	④ 佐々木 卓治 東京農業大学教授	
	④ 佐村 知子 内閣官房「まち・ひと・しごと創成本部」事務局長代理	規3-1 榊 佳之 前豊橋技術科学大学学長	③ 佐藤 禎一 国際医療福祉大学 学術顧問	④ 篠崎 一雄 理化学研究所環境資源科学研究所長	
	④ 高村 直助 東京大学名誉教授	規3-1 澤岡 昭 大同大学学長	③ 新竹 積 沖縄科学技術大学院大学量子波光学領域ユニット代表研究者	④ 高畑 尚之 総合研究大学院大学学長	
	④ 武田 佐知子 追手門学院大学教授	規3-2 庄山 悦彦 株式会社日立製作所相談役	③ 武田 廣 神戸大学理事・副学長	④ 辻 篤子 (株)朝日新聞社東京本社オピニオン編集部	
	④ 永井 多恵子 ジャーナリスト	規3-2 高橋 真理子 朝日新聞編集委員	③ 西島 和三 持田製薬株式会社医薬開発本部専任主事	④ 所 真理雄 ソニーコンピュータサイエンス研究所 会長	
	④ 藤井 宏昭 国際交流基金顧問	規3-2 高柳 雄一 多摩六都科学館長	③ 深澤 良彰 早稲田大学 理事	④ 中島 秀之 公立はこだて未来大学学長	
	④ 藤岡 一郎 京都産業大学名誉教授	規3-2 立花 隆 ジャーナリスト	③ 福山 秀敏 東京理科大学 副学長(同大学総合研究機構長)	④ 長洲 毅志 エーザイ(株)理事・CSO付担当部長	
	④ 宮崎 恒二 東京外国語大学理事	規3-1 豊島 久真男 (独)理化学研究所研究顧問	③ 松浦 祥次郎 日本原子力研究開発機構理事長	④ 藤井 良一 名古屋大学理事・副学長	
	④ 望月 規夫 讀賣テレビ放送株式会社代表取締役社長	規3-2 中村 桂子 JT生命誌研究館館長		④ 森 武昭 神奈川工科大学理事・副学長	
	計	22人	計	20人	計
(うち外部委員)	11人	(うち外部委員)	11人	(うち外部委員)	11人
外部委員の割合	50.00%	外部委員の割合	58.00%	外部委員の割合	50.00%

※ 各委員名左の数字は各法人が経営協議会規程等に定める委員の該当する号を指す

※ ただし、自然科学研究機構については、経営協議会規程あるいは同規程細則の該当する条及び号を委員名左に記している

国立大学法人法(平成十五年七月十六日法律百二十二号)

第二十七条 大学共同利用期間法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する議会を置く。

2 経営協議会は次に掲げる委員で組織する。

- 一 機構長
- 二 機構長が指名する理事及び職員
- 三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関法人に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの。

3 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。

各大学共同利用機関法人経営協議会規程等

人間文化研究機構

(経営協議会規程)

第2条 経営協議会の委員の総数は24名以内とし、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 機構長が指名する理事
 - (3) 機構の大学共同利用機関の長
 - (4) 機構の役員又は職員以外の有識者
 - (5) 事務局長
- 2 前項第4号の委員は、教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命する。
- 3 前項第4号の役員又は職員以外の有識者の委員の数は、委員の総数の2分の1以上とする。

自然科学研究機構

(経営協議会規程)

第3条 経営協議会の議長は機構長とする。

(経営協議会規程細則)

第2条 法人法第二十七条第2項第2号に規定する機構長が指名する理事及び職員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 機構長が指名する理事(法人法第十四条に規定する大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下、「機構」という。))の理事を含むものとする。
- 二 機構が設置する大学共同利用機関の長
- 三 事務局長

第3条 法人法第二十七条第2項第3号の規定に基づき、機構長が任命するものは、次の各号のとおりとする。

- 一 機構の行う研究分野と同一の研究に従事する国公立大学の学長若しくは教授又はこれに相当する者 5名
- 二 外部有識者又は学識経験者 3名以上10名以内

高エネルギー加速器研究機構

(経営協議会規程)

第3条 経営協議会は次の各号に掲げる委員23名をもって組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 機構長が指名する理事及び職員
 - (3) 機構の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関し広く高い識見を有するものの中から、機構の教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの
- 2 前項第3号の委員の数は、協議会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。

情報・システム研究機構

(経営協議会規則)

第2条 経営協議会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 機構長
 - 二 機構長が指名する理事4人以内
 - 三 機構長が指名する職員6人以内
 - 四 その他機構長が指名する機構外の有識者で、組織運営規第二十一条により置かれる教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの 11人以内
- 2 前項第4号に定める委員の数は、委員の総数の2分の1以上とする。

-45-

国立大学法人の附置研究所・研究センター等

国立大学法人には、特定の専門分野の研究を継続性を持って長期的に進める附置研究所及びこれに準ずる研究センター等が設置されており、学問の動向や社会の変化に対応しながら高い研究水準を維持するとともに、優れた若手研究者の育成にも貢献。

法人化前

○国立学校設置法の規定に基づき、同施行令・施行規則で位置付け。

法人化後

○平成20年7月に学校教育法施行規則を改正し、大学の附置研究所等の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものを、「共同利用・共同研究拠点」として認定する制度を創設。

○共同利用・共同研究拠点については、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会共同利用・共同研究拠点に関する作業部会において、妥当性を審議し、文部科学大臣が認定。

○共同利用・共同研究拠点の認定を受けた附置研究所等の研究施設を、教育研究上の基本組織として、国立大学法人の中期目標別表に位置付け。

○その他の研究所等については、各大学の判断で設置改廃が可能。

中期目標	
別表1 (学部、研究科等)	
学部	法学部 医学部 工学部
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科

別表2 (共同利用・共同研究拠点)

- ○ 研究所
- ○ 研究センター

-46-

各大学共同利用機関教育研究評議会委員

	(平成26年7月1日現在)	(平成26年4月1日現在)	(平成26年6月1日現在)	(平成26年4月1日現在)				
	人間文化研究機構	自然科学研究機構	高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構				
機構内委員	① 立本 成文 機構長	① 佐藤 勝彦 機構長	① 鈴木 厚人 機構長	① 北川 源四郎 機構長				
	② 平川 南 理事	② 飯澤 隆夫 理事	② 野村 昌治 理事	② 白石 和行 理事				
	② 小長谷 有紀 理事	② 親山 正見 理事	② 岡田 安弘 理事	② 樋口 知之 理事				
	③ 久留島 浩 国立歴史民俗博物館長	② 岡田 清孝 理事	② 峠 暢一 理事	② 桂 通子 理事				
	③ 今西 祐一郎 理事・国文学研究資料館長	③ 林 正彦 国立天文台長・副機構長	② 住吉 孝行 理事	② 郷 進子 理事				
	③ 影山 太郎 国立国語研究所長	③ 小森 彰夫 核融合科学研究所長・理事・副機構長	③ 山内 正則 素粒子原子核研究所長	② 喜連川 優 国立情報学研究所所長				
	③ 小松 和彦 国際日本文化研究センター所長	③ 井本 敬二 生理学研究所長・副機構長	③ 山田 和芳 物質構造科学研究所長	④ 中村 卓司 国立極地研究所副所長				
	③ 安成 哲三 総合地球環境学研究所所長	③ 大峯 巖 分子科学研究所長・理事・副機構長	③ 生田 勝宣 加速器研究施設長	④ 安達 淳 国立情報学研究所学術基盤推進部長				
	③ 須藤 健一 国立民族学博物館長	③ 渡部 潤一 国立天文台副台長	③ 伴 秀一 共通基盤研究施設長	④ 椿 広計 統計数理研究所副所長				
	④ 藤尾 慎一郎 国立歴史民俗博物館副館長	④ 金子 修 核融合科学研究所副所長	④ 齊藤 直人 素粒子原子核研究所副所長	④ 城石 俊彦 理化学研究所系統生物研究センター長				
	④ 寺島 恒世 国文学研究資料館副館長	④ 上野 直人 基礎生物学研究所副所長	④ 徳宿 克夫 素粒子原子核研究所副所長					
	④ 木部 暢子 国立国語研究所副所長	④ 鍋倉 淳一 生理学研究所副所長	④ 瀬戸 秀紀 物質構造科学研究所副所長					
④ 井上 章一 国際日本文化研究センター副所長	④ 小杉 信博 分子科学研究所研究総主幹	④ 小磯 晴代 加速器研究施設加速器第四研究系研究主幹						
④ 佐藤 洋一郎 総合地球環境学研究所副所長		④ 小関 忠 加速器研究施設加速器第一研究系研究主幹						
④ 岸上 伸啓 国立民族学博物館副館長		④ 金子 敏明 共通基盤研究施設計算科学センター長						
外部委員	⑤ 大塚 柳太郎 自然環境研究センター理事長	⑤ 大隈 良典 東京工業大学フロンティア研究機構特任教授	⑤ 秋光 純 青山学院大学理工学部教授	⑤ 合原 一幸 東京大学教授				
	⑤ 窪田 幸子 神戸大学大学院国際文化学研究科教授	⑤ 岡田 泰伸 総合研究大学院大学学長	⑤ 宇川 彰 筑波大学数理物質系教授	⑤ 有川 節夫 九州大学総長				
	⑤ 酒井 啓子 千葉大学法政経学部教授	⑤ 郷 通子 情報・システム研究機構理事(伊東町)・前北東の水女子大学長	⑤ 延岡 秀人 理化学研究所仁科加速器研究センター長	⑤ 金子 邦彦 東京大学総合文化研究科教授				
	⑤ 佐藤 宗諱 奈良女子大学名誉教授	⑤ 小間 篤 秋田県立大学理事・学長	⑤ 岡本 宏己 広島大学大学院先端物質科学研究科教授	⑤ 竹市 雅俊 理化学研究所 発生・再生科学総合研究センター長				
	⑤ 佐藤 友美子 追手門学院大学特別任用教授	⑤ 佐藤 哲也 核融合科学研究所名誉教授	⑤ 駒宮 幸男 東京大学素粒子物理国際研究センター長	⑤ 田中 勝人 一橋大学教授				
	⑤ 野家 啓一 東北大学総長特命教授	⑤ 常田 佐久 宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所長	⑤ 梶田 隆章 東京大学宇宙線研究所所長	⑤ 田中 譲 北海道大学教授				
	⑤ 森 正人 熊本大学名誉教授	⑤ 平野 真一 核融合科学研究所名誉教授	⑤ 佐々木 節 京都市大学基礎物理学研究所長	⑤ 谷口 旭 東京農業大学教授				
	⑤ 吉田 和彦 京都大学大学院文学研究科教授	⑤ 廣田 襄 京大名誉教授	⑤ 瀧川 仁 東京大学物性研究所長	⑤ 鳥海 光弘 海洋研究開発機構 地球内部ダイナミクス領域長				
		⑤ 村上 富士夫 大阪大学大学院生命機能研究科特任教授	⑤ 南波 秀樹 日本原子力開発機構理事					
		⑤ 村山 斉 東京大学国際共同研究センター(理研)共同研究推進部長	⑤ 藤井 保彦 総合科学研究所機構東海事業センター長					
	計	23人	計	23人	計	25人	計	18人
	(うち外部委員)	8人	(うち外部委員)	10人	(うち外部委員)	10人	(うち外部委員)	8人
外部委員の割合	34.8%	外部委員の割合	43.5%	外部委員の割合	40.0%	外部委員の割合	44.4%	

※各委員名左の数字は国立大学法人法第二十八条第2項の該当する号を指す

国立大学法人法(平成十五年七月十六日法律第百十二号)

第二十八条 大学共同利用期間法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 機構長
- 二 機構長が指名する理事
- 三 大学共同利用機関の長
- 四 その他教育研究評議会が定めるところにより機構長が指名する職員
- 五 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者が当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するもの(前条第2項第3号に掲げるものを除く。)のうちから教育研究評議会が定めるところにより機構長が任命するもの

国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度について

創設の趣旨等

- 個々の大学の枠を越えて、大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用したり、共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。
- こうした共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関等を中心に推進されてきたが、我が国全体の学術研究の更なる発展を図るには、**国公立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用して、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要。**
- このため、**国公立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設。**

※学校教育法施行規則第143条の3

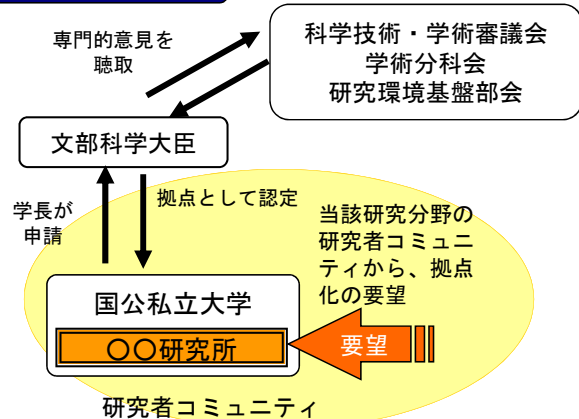
※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(平成20年文部科学省告示第133号)

本制度の創設



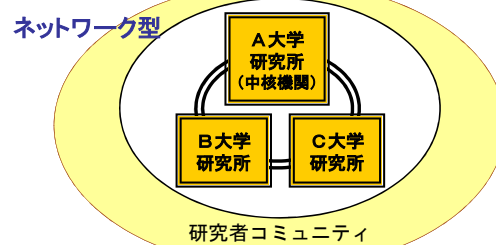
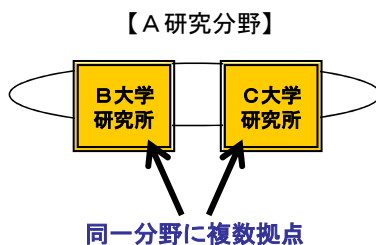
我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

制度の概念



制度の特徴

- ・これまで全国共同利用型の附置研究所等は、一分野につき一拠点の設置を原則としてきたが、分野の特性に応じて複数設置することも可能に。
- ・従来の全国共同利用型の附置研究所等は、単独の組織単位で認められてきたが、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能に。

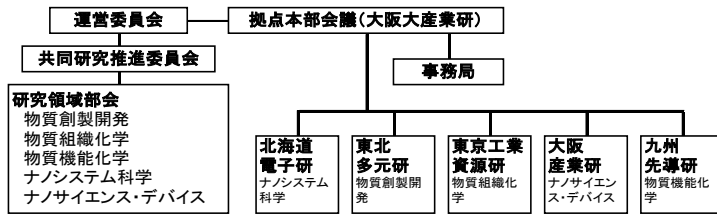


共同利用・共同研究拠点の運営体制～運営体制の在り方～

開かれた運営体制

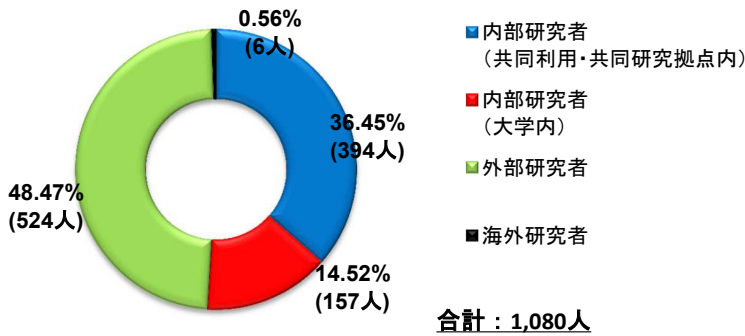
【ネットワーク型拠点の特徴的な運営体制】

(物質・デバイス領域共同研究拠点、中核機関：大阪大学産業科学研究所)



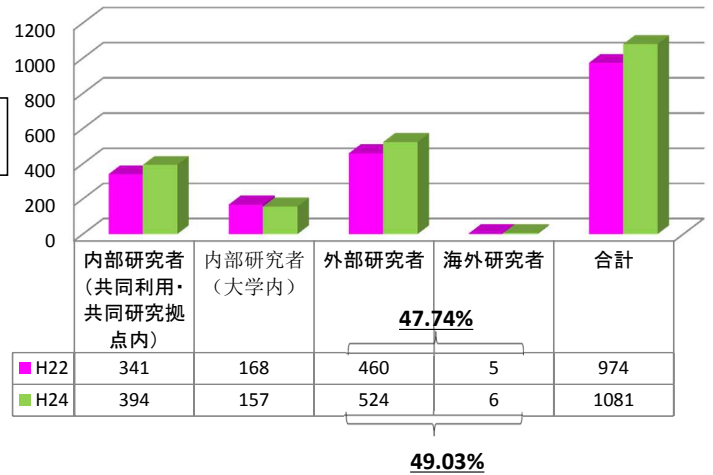
【運営委員会の状況】

運営委員会等の委員に占める外部研究者・海外研究者の割合 (平成25年6月末)



【運営委員会の状況推移】

運営委員会等を構成する外部研究者数・海外研究者数の推移 ※共同利用・共同研究拠点に認定されている研究機関について確認。



(事例) 特徴的な運営体制&運営体制の強化

(岡山大学地球物質科学研究センター運営・勧告委員会)

委員10名

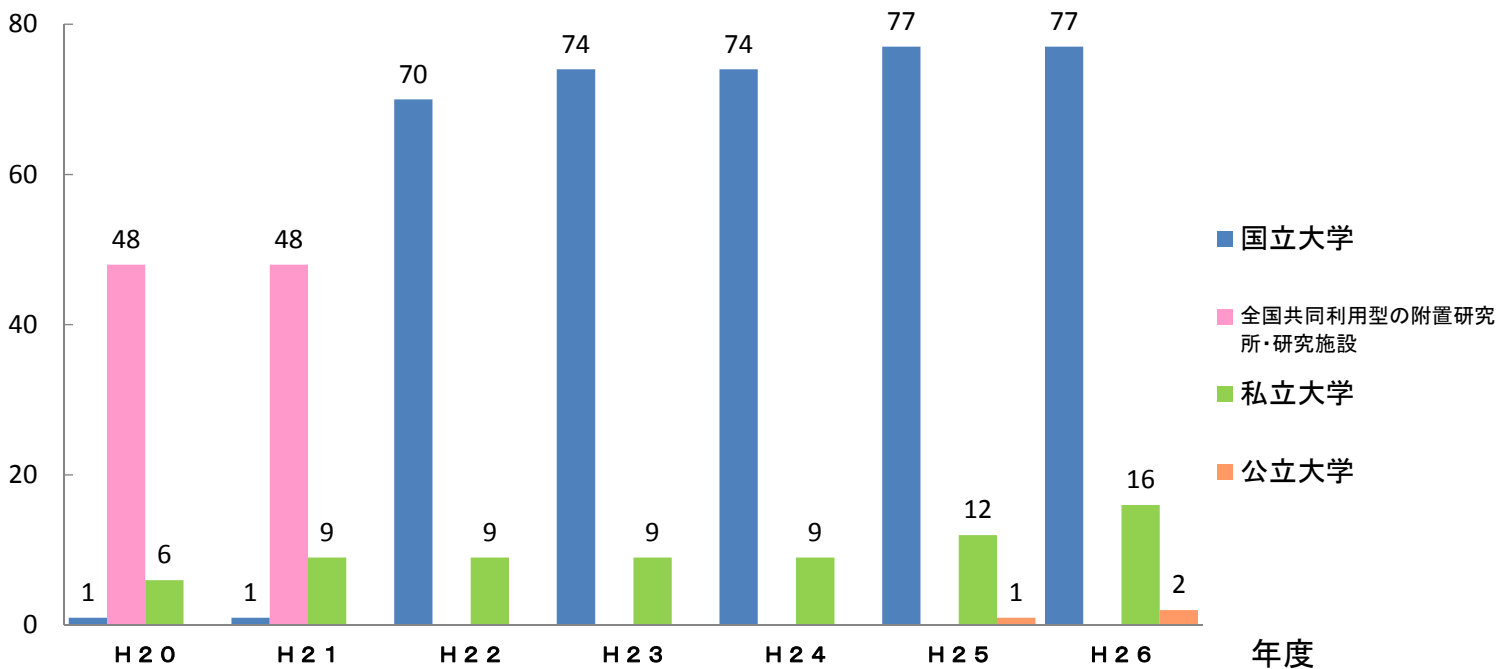
うち外部研究者7名

うち海外の研究者3名

(米2、仏1)

共同利用・共同研究拠点数の推移

拠点数



拠点数	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	拠点数	研究施設数	拠点数	研究施設数	拠点数	研究施設数	拠点数	研究施設数	拠点数	研究施設数	拠点数	研究施設数	拠点数	研究施設数
国立大学	1拠点	1機関	1拠点	1機関	70拠点	82機関	74拠点	86機関	74拠点	86機関	77拠点	89機関	77拠点	89機関
私立大学	6拠点	6機関	9拠点	9機関	9拠点	9機関	9拠点	9機関	9拠点	9機関	12拠点	12機関	16拠点	16機関
公立大学	0拠点	0機関	0拠点	0機関	0拠点	0機関	0拠点	0機関	0拠点	0機関	1拠点	1機関	2拠点	2機関
計	7拠点	7機関	10拠点	10機関	79拠点	91機関	83拠点	95機関	83拠点	95機関	90拠点	102機関	95拠点	107機関
全国共同利用型の附置研究所・研究施設	-	48機関	-	48機関										

共同利用・共同研究拠点の整備状況①～共同利用・共同研究拠点の一覧（国立大学/理工学系）～

■国立大学/理工学系(大型設備利用型)(14拠点)

整理番号	大学名	拠点名
01	東北大学	電子光学研究センター 電子光学研究拠点
02	筑波大学	計算科学研究センター 先端学際計算科学共同研究拠点
03	東京大学	宇宙線研究所 宇宙線研究拠点
04	東京大学	物性研究所 物性科学研究拠点
05	東京大学	素粒子物理国際研究センター 最高エネルギー素粒子物理学研究拠点
06	京都大学	生存圏研究所 生存圏科学の共同利用・共同研究拠点
07	京都大学	原子炉実験所 複合原子力科学拠点
08	大阪大学	核物理研究センター サブアトム科学研究拠点
09	大阪大学	レーザーエネルギー学研究センター レーザーエネルギー学先端研究拠点
10	広島大学	放射光科学研究センター 放射光物質物理学研究拠点
11	高知大学	海洋コア総合研究センター 地球掘削科学共同利用・共同研究拠点
12	九州大学	応用力学研究所 応用力学共同研究拠点
13	佐賀大学	海洋エネルギー研究センター 海洋エネルギー創成と応用の先導的共同研究拠点
14	(ネットワーク型)	北海道大学(情報基盤センター) 東北大学(サイバーサイエンスセンター) 東京大学(情報基盤センター) 【中核機関】 東京工業大学(学術国際情報センター) 名古屋大学(情報基盤センター) 京都大学(学術情報メディアセンター) 大阪大学(サイバーメディアセンター) 九州大学(情報基盤研究開発センター) 学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点

■国立大学/理工学系(共同研究型)(22拠点)

平成26年4月1日現在

整理番号	大学名	拠点名
15	北海道大学	低温科学研究所 低温科学研究拠点
16	北海道大学	触媒化学研究センター 触媒化学研究拠点
17	東北大学	金属材料研究所 材料科学共同利用・共同研究拠点
18	東北大学	電気通信研究所 情報通信共同研究拠点
19	東北大学	流体科学研究所 流体科学研究拠点
20	千葉大学	環境リモートセンシング研究センター 環境リモートセンシング研究拠点
21	東京大学	地震研究所 地震・火山科学の共同利用・共同研究拠点
22	東京大学	空間情報科学研究センター 空間情報科学研究拠点
23	東京工業大学	応用セラミックス研究所 先端無機材料共同研究拠点
24	静岡大学	電子工学研究所 イメージングデバイス研究拠点
25	名古屋大学	太陽地球環境研究所 太陽地球環境共同研究拠点
26	名古屋大学	地球水循環研究センター 地球水循環研究拠点
27	京都大学	防災研究所 自然災害に関する総合防災学の共同利用・共同研究拠点
28	京都大学	基礎物理学研究所 理論物理学研究拠点
29	京都大学	数理解析研究所 数学・数理論理学の先端的共同利用・共同研究拠点
30	京都大学	化学研究所 化学関連分野の深化・連携を基軸とする先端学際研究拠点
31	京都大学	エネルギー理工学研究所 ゼロエミッションエネルギー研究拠点
32	大阪大学	接合科学研究センター 接合科学共同利用・共同研究拠点
33	岡山大学	地球物質科学研究センター 地球・惑星物質科学研究拠点
34	愛媛大学	地球深部ダイナミクス研究センター 先進超高压科学研究拠点
35	九州大学	マス・フォア・インダストリー研究所 産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点
36	(ネットワーク型)	北海道大学(電子科学研究所) 東北大学(多元物質科学研究所) 東京工業大学(資源化学研究所) 大阪大学(産業科学研究所)【中核機関】 九州大学(先端物質化学研究所) 物質・デバイス領域共同研究拠点

共同利用・共同研究拠点の整備状況②～共同利用・共同研究拠点の一覧（国立大学/医学・生物学系、人文・社会科学系、公私立大学）～

■国立大学/医学・生物学系(医学系)(18拠点)

整理番号	大学名	拠点名
37	北海道大学	遺伝子病制御研究所 細菌やウイルスの持続性感染により発生する感染症の先端的研究拠点
38	北海道大学	人獣共通感染症リサーチセンター 人獣共通感染症研究拠点
39	東北大学	加齢医学研究所 加齢医学研究拠点
40	群馬大学	生体調節研究所 内分泌・代謝学共同研究拠点
41	千葉大学	真菌学研究所 真菌感染症研究拠点
42	東京大学	医科学研究所 基礎・応用医学の推進と先端医療の実現を目指した医科学共同研究拠点
43	東京医科歯科大学	難治疾患研究所 難治疾患共同研究拠点
44	新潟大学	脳研究所 脳神経病標本資源活用の先端的共同研究拠点
45	富山大学	和漢薬学総合研究所 和漢薬の科学基盤形成拠点
46	金沢大学	がん進展制御研究所 がんの転移・薬剤耐性に関わる先導的共同研究拠点
47	京都大学	再生医学研究所 再生医学・再生医療の先端融合的共同研究拠点
48	京都大学	ウイルス研究所 ウイルス感染症・生命科学先端融合的共同研究拠点
49	大阪大学	微生物病研究所 微生物病共同研究拠点
50	広島大学	原爆放射線医科学研究所 放射線影響・医科学研究拠点
51	徳島大学	疾患酵素学研究所 酵素学研究拠点
52	九州大学	生体防御医学研究所 多階層生体防御システム研究拠点
53	長崎大学	熱帯医学研究所 熱帯医学研究拠点
54	熊本大学	発生医学研究所 発生医学の共同研究拠点

■国立大学/医学・生物学系(生物学系)(12拠点)

平成26年4月1日現在

整理番号	大学名	拠点名
55	帯広畜産大学	原虫病研究センター 原虫病科にに向けた国際的共同研究拠点
56	筑波大学	遺伝子実験センター 形質転換植物デザイン研究拠点
57	東京大学	大気海洋研究所 大気海洋研究拠点
58	京都大学	霊長類研究所 霊長類学総合研究拠点
59	京都大学	生態学研究所 生態学・生物多様性科学の先端的共同利用・共同研究拠点
60	京都大学	放射線生物研究センター 放射線生物学の研究推進拠点
61	京都大学	野生動物研究センター 絶滅の危機に瀕する野生動物(大型哺乳類等)の保全に関する研究拠点
62	大阪大学	蛋白質研究所 蛋白質研究共同利用・共同研究拠点
63	鳥取大学	乾燥地研究センター 乾燥地科学拠点
64	岡山大学	資源植物科学研究所 植物遺伝資源・ストレス科学研究拠点
65	琉球大学	熱帯生物圏研究センター 熱帯生物圏における先端的環境生命科学共同研究拠点
66	(ネットワーク型)	筑波大学(下田臨海実験センター) 【中核機関】 東京大学(海洋基礎生物学研究推進センター) 海洋生物学研究共同推進拠点

■公私立大学(18拠点)

大学名	拠点名
大阪市立大学	都市研究プラザ 先端的都市研究拠点
和歌山県立大学	みらい医療推進センター 障害者スポーツ医学研究拠点
昭和大学	発達障害医療研究センター 発達障害研究拠点
東京農業大学	生物資源ゲノム解析センター 生物資源ゲノム解析拠点
東京理科大学	総合研究機構火災科学研究所 火災安全科学研究拠点
文化学園大学	文化ファッション研究機構 服飾文化共同研究拠点
法政大学	野上記念法政大学能楽研究所 能楽の国際・学際的研究拠点
明治大学	先端数理科学インスティテュート 現象数理科学研究拠点
早稲田大学	イスラーム地域研究機構 イスラーム地域研究拠点
神奈川大学	坪内博士記念演劇博物館 演劇映像学連携研究拠点
東京工芸大学	日本常民文化研究所 国際常民文化研究拠点
愛知大学	風工学研究センター 風工学研究拠点
中部大学	三遠南信地域連携研究センター 越境地域政策研究拠点
立命館大学	中部高等学術研究所国際GISセンター 問題複合体を対象とするデジタルアース共同利用・共同研究拠点
京都造形芸術大学	アート・リサーチセンター 日本文化資源デジタル・アーカイブ研究拠点
大阪商業大学	舞台芸術研究センター 舞台芸術作品の創造・受容のための領域横断的・実践的研究拠点
関西大学	JGSS研究センター 日本版総合的調査共同研究拠点
関西大学	ソシオネットワーク戦略研究機構 ソシオネットワーク戦略研究拠点

■国立大学/人文・社会科学系(11拠点)

整理番号	大学名	拠点名
67	北海道大学	スラブ・ユーラシア研究センター スラブ・ユーラシア地域研究にかかわる拠点
68	東京大学	史料編纂所 日本史料の研究資源化に関する研究拠点
69	東京大学	東洋文化研究所附属東洋学情報センター アジア研究・情報開発拠点
70	東京大学	社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター 社会調査・データアーカイブ共同利用・共同研究拠点
71	東京外国語大学	アジア・アフリカ言語文化研究所 アジア・アフリカの言語文化に関する国際的研究拠点
72	一橋大学	経済研究所 「日本および世界経済の高度実証分析」拠点
73	京都大学	人文科学研究所 人文科学領域の複合的共同研究国際拠点
74	京都大学	経済研究所 先端経済理論の国際的共同研究拠点
75	京都大学	東南アジア研究所 東南アジア研究の国際共同研究拠点
76	京都大学	地域研究統合情報センター 地域情報資源の共有化と相関型地域研究の推進拠点
77	大阪大学	社会経済研究所 行動経済学研究拠点

共同利用・共同研究拠点の一覧（平成26年4月1日現在）

国立大学29大学77拠点89研究機関 （国立大学の旧政令研究施設60のうち、51研究施設が拠点）

- 北海道大学
 - 低温科学研究所
 - 電子科学研究所○
 - 遺伝子病制御研究所
- 東北大学
 - 金属材料研究所
 - 加齢医学研究所
 - 流体科学研究所
 - 電気通信研究所
 - 多元物質科学研究所○
- 群馬大学
 - 生体調節研究所
- 東京大学
 - 医学研究所
 - 地震研究所
 - 東洋文化研究所附属
 - 東洋学研究所
 - 社会科学研究所附属
 - 社会調査・データアーカイブ研究センター
 - 史料編纂所
 - 宇宙線研究所
 - 物性研究所
 - 大気海洋研究所
 - 東京医科歯科大学
 - 難治疾患研究所
 - 東京外国語大学
 - アジア・アフリカ言語文化研究所
 - 東京工業大学
 - 資源化学研究所○
 - 応用セラミクス研究所
- 一橋大学
 - 経済研究所
- 新潟大学
 - 脳研究所
- 富山大学
 - 和漢医薬学総合研究所
- 金沢大学
 - がん進展制御研究所
- 静岡大学
 - 電子工学研究所
- 名古屋大学
 - 太陽地球環境研究所
- 京都大学
 - 化学研究所
 - 人文科学研究所
 - 再生医学研究所
 - エネルギー理工学研究所
 - 生存圏研究所
 - 防災研究所
 - 基礎物理学研究所
 - ウイルス研究所
 - 経済研究所
 - 数理解析研究所
 - 原子炉実験所
 - 重長類研究所
 - 東南アジア研究所

ネットワーク型拠点
物質・デバイス領域共同研究拠点
>「○」の付いた5研究所
学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点
>「◇」の付いた8情報基盤センター
海洋生物学共同推進拠点
>「△」の付いた2研究センター

（国立大学法人化以降に設置された研究施設）

- 大阪大学
 - 微生物病研究所
 - 産業科学研究所○
 - 蛋白質研究所
 - 社会経済研究所
 - 接合科学研究所
- 岡山大学
 - 資源植物科学研究所
- 広島大学
 - 原爆放射線医学研究所
- 九州大学
 - 生体防御医学研究所
 - 応用力学研究所
 - 先端物質化学研究所○
- 長崎大学
 - 熱帯医学研究所
- 九州大学
 - マス・フォア・インダストリ研究所

（国立大学の旧省令研究施設362のうち、37研究施設が拠点）

- 北海道大学
 - 触媒化学研究センター
 - スラブ・ユラニウム研究センター
 - 人獣共通感染症リサーチセンター
 - 情報基盤センター◇
- 帯広畜産大学
 - 原虫病研究センター
- 東北大学
 - 電子光学研究センター
 - サイバーセキュリティセンター◇
- 筑波大学
 - 計算科学研究センター
 - 遺伝子実験センター
 - 下田臨海実験センター△
- 千葉大学
 - 環境リモートセンシング研究センター
 - 真菌医学研究センター
- 東京大学
 - 素粒子物理国際研究センター
 - 空間情報科学研究センター
 - 海洋基礎生物学
 - 研究推進センター△
 - 情報基盤センター◇
- 東京工業大学
 - 学術国際情報センター◇
- 名古屋大学
 - 地球水循環研究センター
 - 情報基盤センター◇
- 京都大学
 - 生態学研究センター
 - 放射線生物研究センター
 - 野生動物研究センター
 - 地域研究総合情報センター
 - 学術情報メディアセンター◇
- 大阪大学
 - 核物理研究センター
 - レーザーエネルギー学研究センター
 - サイバーメディアセンター◇
- 鳥取大学
 - 乾燥地研究センター
- 岡山大学
 - 地球物質科学研究所
- 広島大学
 - 放射光科学研究センター
- 徳島大学
 - 疾患酵素学研究所
- 愛媛大学
 - 地球深部ダイナミクス研究センター
- 高知大学
 - 海洋コア総合研究センター
- 九州大学
 - 情報基盤研究開発センター◇
- 佐賀大学
 - 海洋エネルギー研究センター
- 熊本大学
 - 発生医学研究所
- 琉球大学
 - 熱帯生物園研究センター

公立大学2大学2拠点2研究機関

- 大阪市立大学
 - 都市研究プラザ
- 和歌山県立医科大学
 - みらい医療推進センター

私立大学15大学16拠点16研究機関

- 昭和大学
 - 発達障害医療研究センター
- 東京工芸大学
 - 風工学研究センター
- 東京農業大学
 - 生物資源ゲノム解析センター
- 東京理科大学
 - 総合研究機構火災科学研究センター
- 文化学園大学
 - 文化ファッション研究機構
- 法政大学
 - 野上記念法政大学能楽研究所
- 明治大学
 - 先端数理科学インスティテュート
- 早稲田大学
 - イスラム地域研究機構
 - 坪内博士記念演劇博物館
- 神奈川大学
 - 日本常民文化研究所
- 愛知大学
 - 三遠南信地域連携研究センター
- 中部大学
 - 中部高等学術研究所国際GISセンター
- 京都造形芸術大学
 - 舞台芸術研究センター
- 立命館大学
 - アート・リサーチセンター
- 大阪商業大学
 - JGSS研究センター
- 関西大学
 - ソリオネットワーク戦略研究機構

46大学95拠点（国立29大学77拠点、公私立17大学18拠点）

大学	分野	拠点数	大学	分野	拠点数
国立	理・工	36	公私立	理・工	4
	医・生	30		医・生	3
	人・社	11		人・社	11
計		77	計		18

国立大学における共同利用・共同研究拠点の現状と今後

＜共同利用・共同研究拠点＞

共同利用・共同研究拠点制度は、大学に附置された研究施設について**文部科学大臣が認定**を行う制度である。個々の大学の枠を越えて、研究設備や資料・データ等を全国の研究者が活用して共同で研究を行う体制を整備することを通じて、我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開に資することを目的としており、平成20年度に創設され、現在46の国公私立大学において95拠点を認定。

【最近の国立大学の拠点の状況】

【中間評価】

○国立大学法人における74拠点（平成22年度から認定されている70拠点及び平成23年度から認定されている4拠点）を対象に、**科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 共同利用・共同研究拠点に関する作業部会**（以下、「作業部会」という。）において、**中間評価**を実施。

※中間評価は、各拠点の成果や、各拠点において研究者コミュニティの意向を踏まえた取組が適切に行われているかなどを確認し、当該拠点の目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、共同利用・共同研究拠点認定制度の創設目的である、学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開に資することを目的としている。

※評価にあたっては、研究分野等に応じた専門的かつ公正な審議を行うため、作業部会の下に、1.理工学系（大型設備利用型）、2.理工学系（共同研究型）、3.医学・生物学系（医学系）、4.医学・生物学系（生物学系）、5.人文・社会科学系の各専門委員会を設置し、各専門委員会において書面評価及びヒアリング評価、合議評価を実施した上で、作業部会において全体調整を行って中間評価結果を取りまとめ。

【第3期に向けて】

○現在の認定拠点については、第2期の最終年度となる**平成27年度をもって認定を終了**することとし、**期末評価**を行う予定。

○科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会（以下、「部会」という。）において、共同利用・共同研究拠点を中心とした**共同利用・共同研究体制の強化**に向けて審議し、**本年7月に中間まとめ**をとりまとめたところ。

○現在、作業部会においては、部会の中間まとめや審議のまとめの方向性を踏まえて、**第3期に向けた期末評価の在り方や新規認定の方向性**について検討しており、**今後、期末評価要項や次期認定の基準**を策定する予定。

国立大学における共同利用・共同研究拠点の評価

実施状況

- ・拠点に関する規程において、毎年度実施計画書及び実施状況報告書の提出を義務づけるとともに、拠点によっては、自ら自己点検評価や外部評価を実施するなど、拠点の分野の特性に応じて評価を実施している。
- ・国立大学法人評価の年度評価において、共同利用・共同研究拠点の評価専門チームを設け専門的な観点から評価を実施するとともに、中期目標期間の評価においても研究所の現況分析において拠点の実施状況や成果の状況を観点に定めるなど、拠点の活動が法人評価に適切に反映されている。
- ・74拠点（平成22年度から認定されている70拠点及び平成23年度から認定されている4拠点）を対象に、当該拠点の認定に関する審議を行った科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 共同利用・共同研究拠点に関する作業部会において、中間評価を実施し予算に反映している。

【中間評価】

○各拠点の成果や各拠点において研究者コミュニティの意向を踏まえた取組が適切に行われているかなどを確認し、当該拠点の目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、共同利用・共同研究拠点認定制度の創設目的である、学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開に資することを目的としている。

○評価にあたっては、研究分野等に応じた専門的かつ公正な審議を行うため、作業部会の下に、1.理工学系（大型設備利用型）、2.理工学系（共同研究型）、3.医学・生物学系（医学系）、4.医学・生物学系（生物学系）、5.人文・社会科学系の各専門委員会を設置し、各専門委員会において書面評価及びヒアリング評価、合議評価を実施した上で、作業部会において全体調整を行って中間評価結果を取りまとめ。

評価区分		専門委員会					計
		理工学系 (大型設備 利用型)	理工学系 (共同研究 型)	医学・生物学 系 (医学系)	医学・生物学 系 (生物学系)	人文・社会科 学系	
S	拠点としての活動が活発に行われており、共同利用・共同研究を通じて特筆すべき成果や効果が見られ、関連コミュニティへの貢献が多であると判断される。	2	6	2	4	4	18
		(14%)	(32%)	(11%)	(33%)	(36%)	(24%)
A	拠点としての活動は概ね順調に行われており、今後、共同利用・共同研究を通じて成果や効果が期待され、関連コミュニティへ貢献していると判断される。	9	11	14	7	5	46
		(64%)	(58%)	(78%)	(58%)	(45%)	(62%)
B	拠点としての活動は行われているものの拠点の規模等と比較して低調であり、今後、作業部会からの助言や関連コミュニティからの意見等を踏まえた適切な取組が必要と判断される。	3	2	1	1	2	9
		(21%)	(11%)	(6%)	(8%)	(18%)	(12%)
C	拠点としての活動が十分とは言えず、作業部会からの助言や関連コミュニティからの意見等を踏まえた事業計画の適切な変更が必要と判断される。	0	0	1	0	0	1
		(0%)	(0%)	(6%)	(0%)	(0%)	(1%)
計		14	19	18	12	11	74

-55-

共同利用・共同研究拠点の公募・採択状況について

共同利用・共同研究の推進

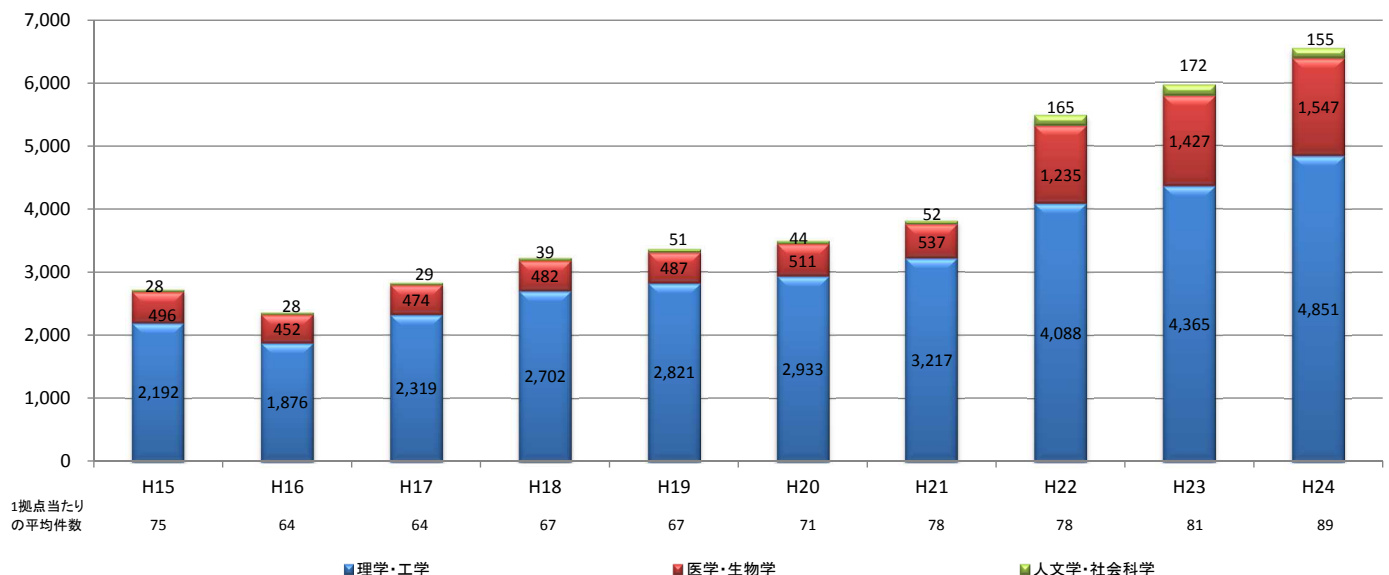
【共同利用・共同研究の公募・採択状況】

規程第3条第5項において、拠点認定の基準として以下の要件を明記。

第3条

- 5 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っていること。

採択件数の推移〔単位：件〕



※機関数 平成15年度～平成21年度：全国共同利用施設として位置付けられた附置研究所・研究センターの合計
平成22年度～平成24年度：文部科学大臣認定を受けた共同利用・共同研究拠点の合計

-56-

大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点の研究施設の比較

大学共同利用機関	共同利用・共同研究拠点の研究施設(国立大学法人の場合)
<p>【イメージ図】</p> <p>【運営組織図】</p>	<p>【イメージ図】</p> <p>【運営組織図】</p>
<p>【設置根拠等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学共同利用機関法人については、国立大学法人法に名称及び対象分野等を規定。 ○大学共同利用機関については、国立大学法人法施行規則に名称及び目的を規定。 	<p>【設置根拠等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学の研究施設全般については、学校教育法で各大学の判断による設置を可能としている。 ○共同利用・共同研究拠点となる研究施設については、学校教育法施行規則において文部科学大臣による認定制度を創設
<p>【運営組織】</p> <p>(役員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人法に定められた重要事項その他役員会で定める重要事項を審議 <p>(経営協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人法に定められた法人の経営に関する重要事項を審議(委員は、機構外有識者が2分の1以上でなければならないことを法律上規定) <p>(教育研究評議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人法に定められた大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項を審議(評議員には、外部研究者を必ず含めることを法律上規定) <p>(運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人の運営会議規程等に定められた大学共同利用機関の運営に関する重要事項について、長の諮問に応じる。(委員の半数程度を外部研究者から任命) 	<p>【運営組織】</p> <p>※ 法人本体に置かれる役員会、経営協議会、教育研究評議会については同左。ただし、教育研究評議会の評議員に外部研究者を含めることは要件として規定されていない。</p> <p>(運営委員会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共同利用・共同研究の実施に関する重要事項等について、長の諮問に応じる。(委員の半数程度を外部研究者から任命)
<p>【機関における意思決定プロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学共同利用機関で決定した事項を、機構の経営協議会、教育研究評議会及び役員会の審議を経て機構長が決定(大学共同利用機関の決定事項について、外部研究者が含まれる運営会議の意見が含まれるため、研究者コミュニティの意見を運営に反映) 	<p>【研究施設における意思決定プロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究施設で決定した事項を、法人の経営協議会、教育研究評議会及び役員会の審議を経て学長が決定(拠点の決定事項について、外部研究者が含まれる運営委員会等の意見が含まれるため、研究者コミュニティの意見を運営に反映)
<p>【人事選考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学共同利用機関の長及び教員の人事については、運営会議の議を経て機構長が任命。 	<p>【人事選考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究施設の長及び教員の人事については、教授会等の議に基づき学長が任命。 ○一部の共同利用・共同研究拠点の研究施設では、教員の人事について運営委員会等の議を経ている。
<p>【国による財政措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人法第35条により準用する独立行政法人通則法第46条に基づき、国立大学法人運営費交付金等を措置。 ○共同利用・共同研究に係る経費は、国立大学法人運営費交付金大学共同利用機関経費及び特別経費等により措置。 ○学術研究の大型プロジェクトなどの特定の研究プロジェクトについては特別経費等により措置。 	<p>【国による財政措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人法第35条により準用する独立行政法人通則法第46条に基づき、国立大学法人運営費交付金等を措置。 ○共同利用・共同研究に係る経費は、国立大学法人運営費交付金及び特別経費等により措置。 ○学術研究の大型プロジェクトなどの特定の研究プロジェクトについては特別経費等により措置。

国立大学改革プラン(概要)

第3期中期目標期間(平成28年度～)には、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

改革加速期間中の機能強化の視点

- ✓ 強み・特色の重点化
- ✓ グローバル化
- ✓ イノベーション創出
- ✓ 人材養成機能の強化

自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- 第3期における 国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直し
- 改革加速期間中(平成25～27年度)の取組の成果をもとに、
 - 各大学が強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を国立大学法人運営費交付金の配分方法等において生み出す
 - 新たな改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるPDCAサイクルを確立する

学長のリーダーシップにより強み・特色を盛り込んだ中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化

各大学の機能強化の方向性	世界最高の教育研究の展開拠点	全国的な教育研究拠点	地域活性化の中核的拠点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 優秀な教員が競い合い人材育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点 ・ 大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学や学部の枠を越えた連携による日本トップの研究拠点 ・ 世界に開かれた教育拠点 ・ アジアをリードする技術者、経営者養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のニーズに応じた人材育成拠点 ・ 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する「地域活性化機関」 	

- 当面の目標**
- ◆ 第3期には、教育研究組織や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境を生み出す
 - ◆ 第3期には、国内外の優秀な人材の活用により教育研究の活性化につながる人事・給与システムに
 - ◆ 学長がリーダーシップを発揮し、各大学の特色を一層伸長するガバナンスを構築
 - ◆ 2020年までに、日本人海外留学者数、外国人留学生の受入数を倍増
 - ◆ 今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上を目指す
 - ◆ 今後10年で20以上の大学発新産業を創出

改革加速期間中(平成25~27年度)の国立大学の機能強化の取組

ミッションの再定義

各大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を整理・公表

社会の変化に対応できる教育研究組織づくり

- 機能強化のための改革の取組(組織再編、予算、人材や施設・スペース等の資源再配分)を国立大学法人運営費交付金等により重点支援
- 各大学の改革の取組を第2期中期計画に反映
- 各大学の取組への配分及び影響額を3~4割に

グローバル化

国際水準の教育研究の展開 積極的な留学生支援

- 海外大学のユニット招致、国際共同大学院の創設、外国人教員の積極採用、英語による授業拡大等の国際化を断行する大学を重点支援
- 日本人学生等の海外留学を支援する宣民が協力した新たな制度の創設
- 重点地域等を設定し、外国人留学生を戦略的に受入れ
- 海外拠点を活用した現地選抜、渡日前入学許可を促進する仕組みの構築

イノベーション創出

大学発ベンチャー支援 理工系人材の戦略的育成

- 国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする仕組みの創設
- 第185回臨時国会に産業競争力強化法が成立、平成26年4月1日施行
- 理工系人材育成戦略の策定
- 早期の策定に向け最終調整中

人事・給与システムの弾力化

- 国立大学法人運営費交付金の必要額を確保した上で退職手当にかかる配分方法を早期に見直し、協賛的資金における間接経費の確保
- 改革の取組への重点支援に際して、年俸制等の導入を条件化、適切な業績評価体制の確立
- シニア教員から若手・外国人へのポスト振り替えを積極支援
- 1万人規模で年俸制・混合給与を導入
- 若手・外国人に対し、1,500人の常勤教員のポストを政策的に確保することを目指す

ガバナンス機能強化

第186回通常国会で学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律が成立、平成27年4月1日施行

評価の体制強化

国立大学法人評価委員会の評価体制の強化(産業界等大学関係者以外からの委員増等)、先進的取組の積極的発信等

-59-

大学共同利用機関法人におけるミッションの再定義

国立大学法人と同様に大学共同利用機関法人も国立大学改革プランに基づき、強み・特色・社会的役割などのミッションの再定義(理学：自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構、人文・社会科学：人間文化研究機構)を行い、これらを踏まえ各法人の強み・特色を活かした機能強化を実施している。

「分野ごとの振興の観点」(平成26年3月31日文部科学省 高等教育局 研究振興局)

○「ミッションの再定義」を踏まえた各大学、大学共同利用機関法人ごとの強みや特色を伸長し、社会的な役割を一層果たすための振興の観点は以下のとおりである。

(略)

○大学共同利用機関法人は、前述の観点【各分野ごとの振興の観点】を踏まえ、大学の共同利用の研究所として、個々の大学では整備できない大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等を全国の大学の研究者に提供するとともに、当該先端的な研究環境をいかし、総合研究大学院大学をはじめとする大学院学生などの受入を行い、研究と教育を一体的に実施することによって人材養成に貢献するなど、当該分野の中核拠点として我が国の学術研究の向上と均衡ある発展を図る。

ミッションの再定義

<理学分野>

大学共同利用機関法人

当該分野の中核拠点として、大規模な施設・設備等を提供し、全国の大学の研究者との共同利用・共同研究を実施。更に大学の教育にも貢献。
自然科学研究機構 天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学に関する研究
高エネルギー加速器研究機構 高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るための研究
情報・システム研究機構 情報に関する科学の総合研究並びに当該研究を活用した自然及び社会における諸現象等の体系的な解明に関する研究

<人文・社会科学分野>

大学共同利用機関法人

当該分野の中核拠点として、貴重な資料等を提供し、全国の大学の研究者との共同利用・共同研究を実施。更に大学の教育にも貢献。
人間文化研究機構 人間の文化活動並びに人間と社会及び自然との関係に関する研究

「大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について(審議のまとめ)」(平成24年8月科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会)の観点も踏まえ、ミッション再定義を実施

-60-